

食肉鶏卵をめぐる情勢

畜産局食肉鶏卵課

	頁
I 消費動向	1
II 牛肉	4
III 豚肉	13
IV 鶏肉	19
V 鶏卵	23
VI 輸出	26

<http://www.maff.go.jp/j/chikusan/shokuniku/lin/index.html>

令和8年2月

農林水産省

I 食肉の消費動向

(1) 食肉の消費量の推移

経済成長、食生活の欧米化に伴い、動物性タンパク質摂取量が増加傾向で推移してきた中、平成13年度をピークに若者の魚離れや消費者ニーズの変化（不可食部が除去された切り身や刺身での購入増加）等により、魚介類の消費量が減少し、平成23年度には、食肉の合計が魚介類を上回った。

令和6年度の牛肉、豚肉、鶏肉の合計1人当たり消費量は34.0kg/年となった。

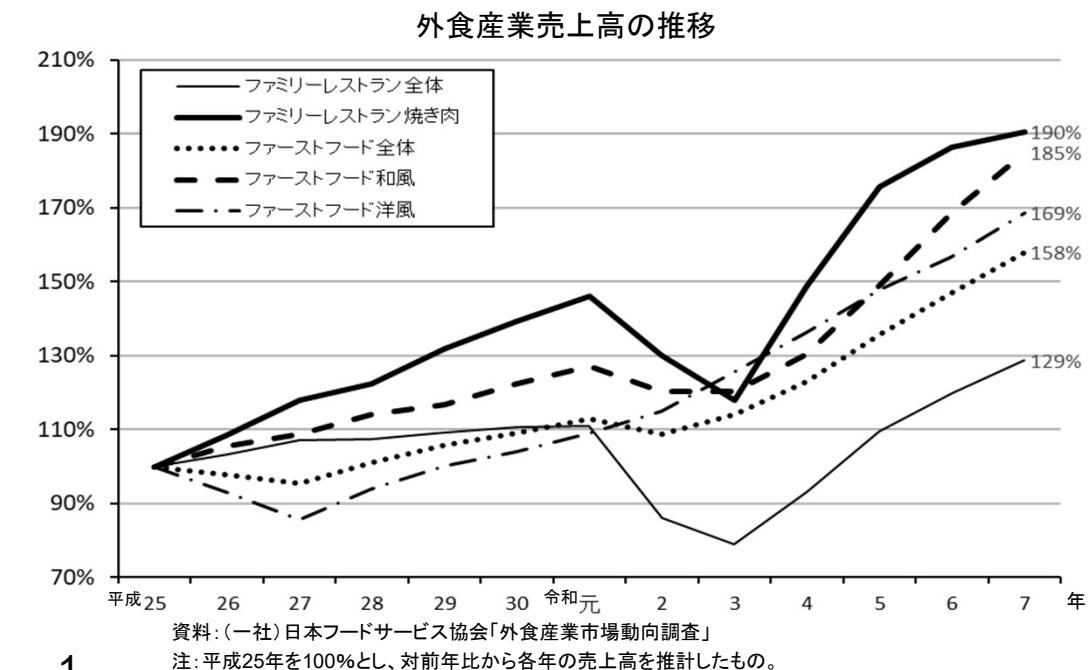
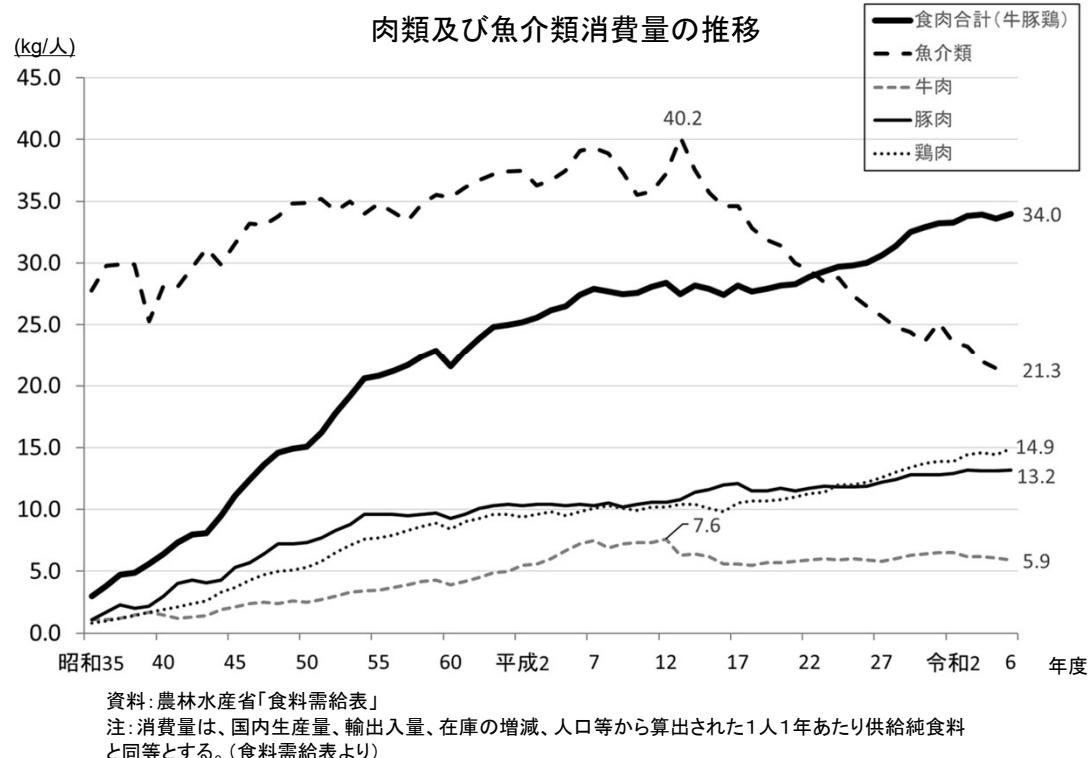
畜種別に見ると、鶏肉が14.9kg/年、豚肉が13.2kg/年、牛肉は5.9kg/年となっている。

一方、外食産業の売上高をみると、令和2～3年は、新型コロナウイルス感染症の影響により、テイクアウトやデリバリー需要に対応したファーストフード洋風は増加した一方、ファミリーレストラン焼肉では前年よりも減少した。

令和5年は、4月に入国規制の水際対策が終了したことや、5月には新型コロナ感染症の感染症法上の位置づけが「5類」に移行したこと、人流が戻り、年間を通して外食需要の回復基調が継続したこと等により、いずれの形態においても前年の売り上げを上回る結果となった。

令和6年は、原材料費の高騰等に起因する価格改定や年間を通してインバウンド需要の増加がみられ、いずれの形態においても、売り上げは過去最高だった令和元年を上回った。

令和7年は、円安を背景に物価高・原材料高が続き、ファミリーレストラン焼肉では客数が前年を下回ったものの、外食でもメニュー価格改定が断続的に行われたことから、「客単価上昇」が売上を押し上げ、昨年を上回る売上高となった。



(2) 食肉の供給量（生産量+輸入量）の推移

特に豚肉、鶏肉の供給量は、堅調な食肉需要に支えられ、近年増加傾向で推移している。

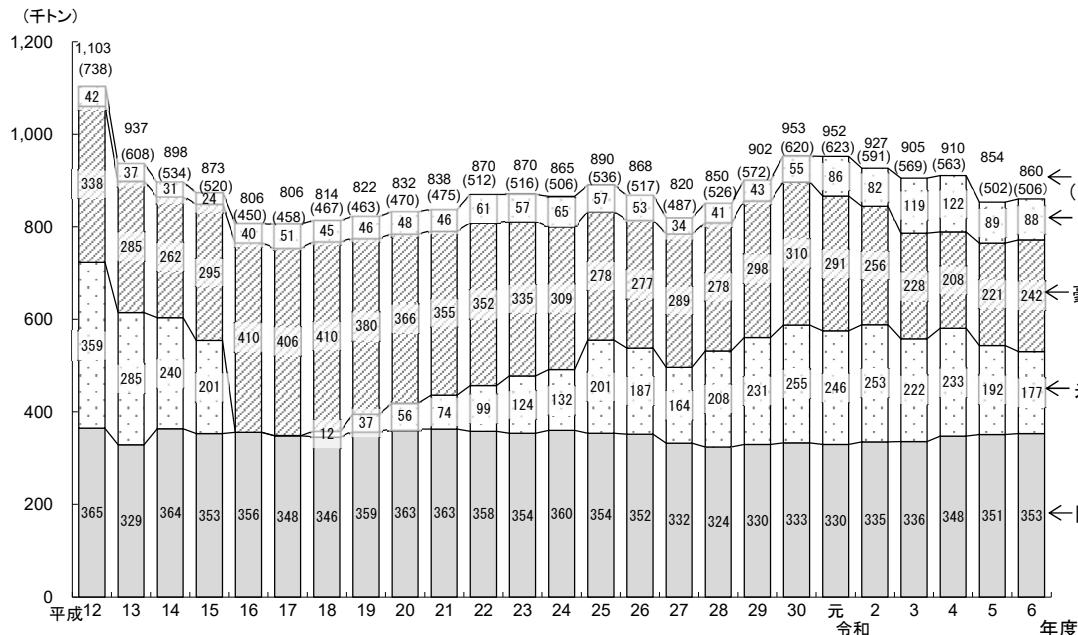
令和3年度は、牛肉では輸入量が減少し、供給量は減少了。豚肉、鶏肉は生産量、輸入量ともに増加したことから、供給量は増加した。

令和4年度は、牛肉は生産量が増加し、豚肉は輸入量が増加したことから供給量は増加した。鶏肉は輸入量が減少したことから、供給量は減少した。

令和5年度は、牛肉及び豚肉は輸入量が減少し、供給量が減少した。鶏肉は生産量、輸入量がともに増加し、供給量が増加した。

令和6年度は、牛肉、鶏肉は生産量、輸入量ともに増加、豚肉は輸入量が増加したことから、供給量は増加した。

① 牛肉



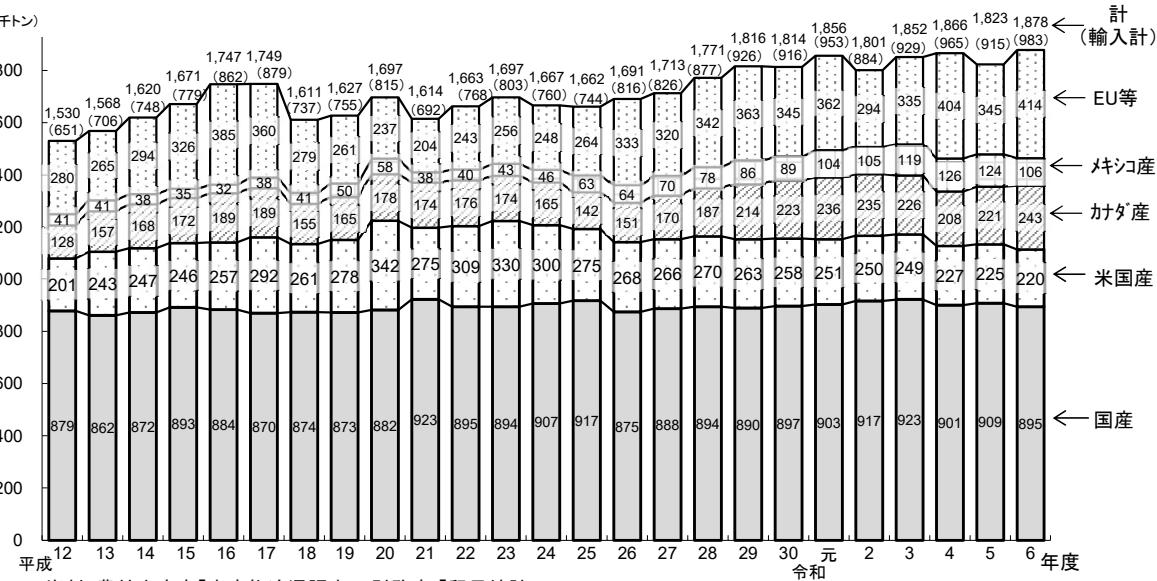
資料:農林水産省「畜産物流通調査」 財務省「貿易統計」

注1:数量は、部分肉ベースの値であり、輸入調製品は含まれていない。

注2:R5,6は概算値。

注3:四捨五入により合計値が一致しない場合がある。

② 豚肉



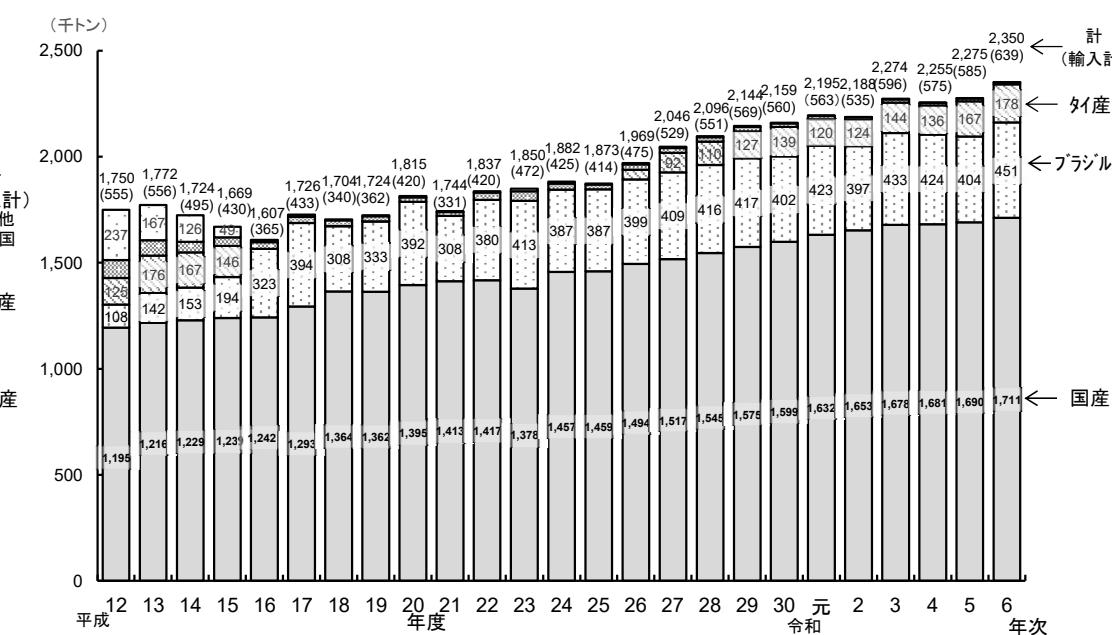
資料:農林水産省「畜産物流通調査」 財務省「貿易統計」

注1:数量は、部分肉ベースの値であり、輸入調製品は含まれていない。

注2:R5,6年は概算値。

注3:四捨五入により合計値が一致しない場合がある。

③ 鶏肉



資料:農林水産省「食料需給表」 財務省「貿易統計」

注1:国内生産量は、骨付き肉ベースの値、輸入量は実数(調製品は含まれていない)。

注2:鶏肉は平成12~20は年度、平成21年以降は年次。

注3:R5,6年は概算値

注4:四捨五入により合計値が一致しない場合がある。

肉類の消費構成割合の推移

(3) 消費構成割合

令和6年は、家計消費は物価高騰による消費者の生活防衛意識の高まりにより牛肉・豚肉でやや減少し、鶏肉はやや増加した。加工仕向は値上げによる前年の落ち込みから回復傾向を見せ、牛肉・豚肉で増加した。その他（外食・中食等）は、牛肉・鶏肉でやや減少した。

① 牛肉

前年より大きな変動はなく、近年は最大の仕向先である外食・中食等が約6割、家計消費は約3割、加工仕向は約1割で推移している。

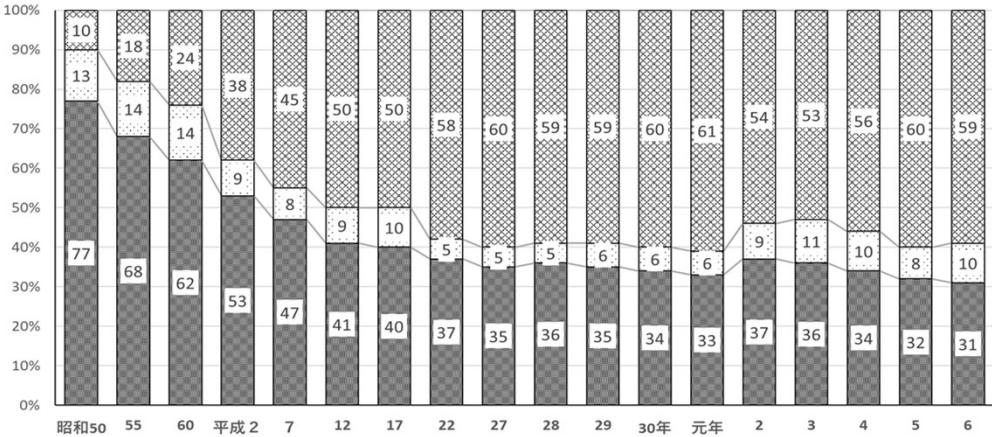
② 豚肉

前年より大きな変動はなく、近年は最大の仕向先である家計消費は約6割、加工仕向及び外食・中食等は共に約2割で推移している。

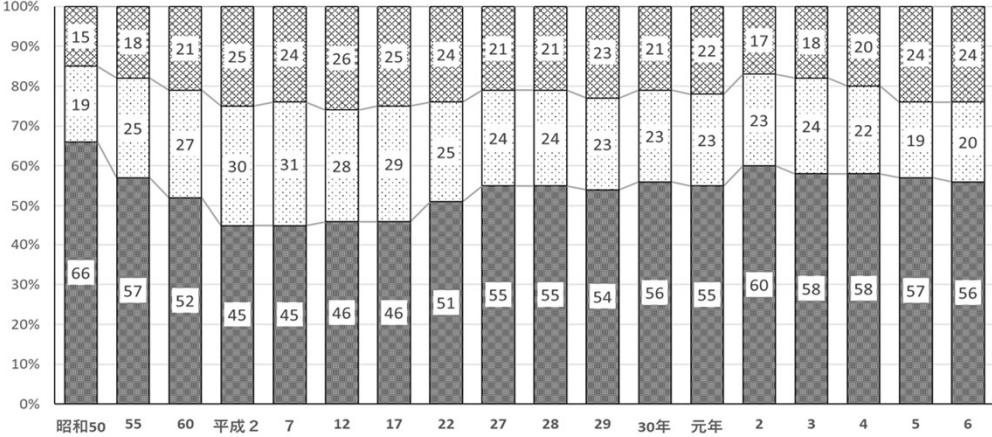
③ 鶏肉

前年より大きな変動はなく、近年は最大の仕向先である外食・中食等は約5割、家計消費は約5割、加工仕向は1割未満で推移している。

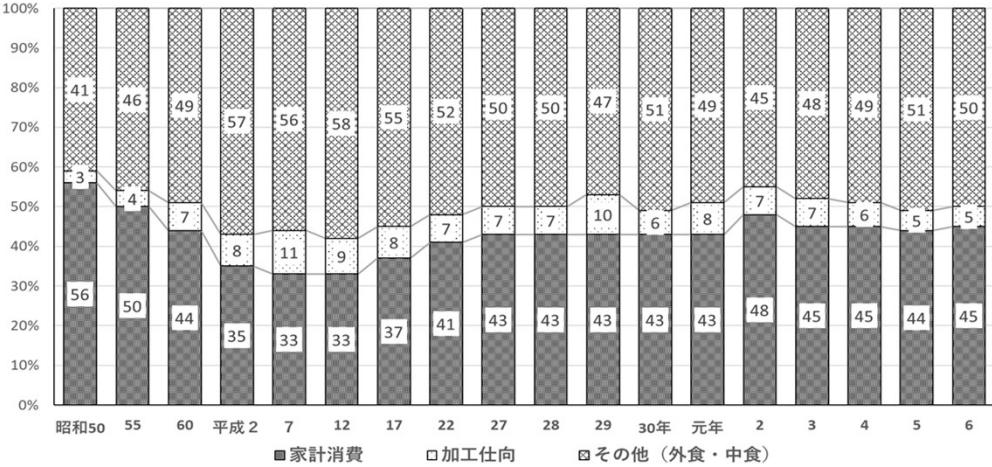
① 牛肉



② 豚肉



③ 鶏肉



資料:農林水産省「食肉の消費構成割合」

※「家計消費」は家計調査の購入数量(精肉)を、部分肉段階での数量に換算して算出。

II 牛肉

(1) 消 費

消費量（推定出回り量）は、平成17年の米国産牛肉輸入再開後、増加傾向であったが、令和2年度以降、新型コロナウイルス感染症や為替の円安傾向、物価上昇による影響により、減少傾向で推移している。

令和3年度は、新型コロナの影響でインバウンド需要や外食需要が大きく減少したこと等により輸入量が減少し、前年度を下回って推移した。

令和4から6年度は、物価の上昇による消費者の生活防衛意識の高まりや為替の円安傾向等の影響による輸入量の減少や在庫の変動により、前年度を下回って推移した。

令和7年度（4-12月）は、前年同期比1.2%減となった。

(2) 生 産

生産量は、平成23年3月の東日本大震災・原発事故の影響等による肉専用種の減少を受け、減少傾向で推移していたが、畜産クラスター事業の取組等により平成29年度以降回復傾向で推移している。

令和3から5年度は、乳用雌牛への和牛受精卵移植の活用や黒毛和種精液の交配の増加等により、肉専用種及び交雑種は増加した一方、ホルスタイン種他は減少した。

令和6年度は、ホルスタイン種他及び交雑種が減少した一方、肉専用種は増加し、全体では前年度比0.6%増となった。

令和7年度（4-12月）は、前年同期比1.2%減となった。

○牛肉需給の推移

（部分肉ベース、単位：千トン、[トン]、%）

	平成22	27	28	29	30	令和元	2	3	4	5	6	7 (4-12)
消費量	853 (0.6)	830 (▲2.0)	861 (3.8)	904 (5.0)	931 (2.9)	937 (0.7)	931 (▲0.7)	887 (▲4.7)	881 (▲0.7)	870 (▲1.2)	842 (▲3.3)	653 (▲1.2)
生産量	358 (▲1.2)	332 (▲5.4)	324 (▲2.5)	330 (1.7)	333 (1.0)	330 (▲1.0)	335 (1.8)	336 (0.1)	348 (3.5)	351 (1.1)	353 (0.6)	268 (▲1.2)
輸入量	512 (7.6)	487 (▲5.6)	526 (7.9)	572 (8.8)	620 (8.4)	623 (0.4)	591 (▲5.0)	569 (▲3.7)	563 (▲1.1)	502 (▲10.8)	506 (0.9)	403 (▲2.5)
輸出量	[495] (▲26.8)	[1,583] (16.1)	[2,055] (29.8)	[2,968] (43.2)	[3,801] (28.1)	[4,139] (8.9)	[5,566] (34.5)	[7,890] (41.8)	[7,778] (▲1.4)	[8,653] (11.2)	[10,407] (20.3)	[9,496] (18.0)
期末在庫	86	116	103	98	116	127	117	128	150	124	132	142

資料：農林水産省「畜產物流通調査」、財務省「貿易統計」、(独)農畜産業振興機構「食肉等保管状況調査」

注1：()内は前年度増減率

注2：輸出量の[]内は、トン表示

注3：消費量は生産量、輸入量、輸出量及び期末在庫より推計した推定出回り量

注4：期末在庫は、各年度末の在庫量、R7年度は12月末の在庫量

○牛肉の生産量

（部分肉ベース、単位：千トン、%）

	生 産 量			肉専用種			乳 用 種			ホルスタイン種他			交 雜 種		
	数量	前年比	数量	前年比	シェア	数量	前年比	数量	前年比	シェア	数量	前年比	シェア	数量	前年比
平成22	358	98.8	161	102.0	(45)	196	96.4	110	104.5	(31)	87	87.7	(24)		
27	332	94.6	155	94.1	(47)	177	95.0	102	96.4	(31)	75	93.2	(23)		
28	324	97.5	146	94.5	(45)	177	100.1	98	96.2	(30)	79	105.4	(24)		
29	330	101.7	149	101.6	(45)	181	101.8	94	95.5	(29)	87	109.7	(26)		
30	333	101.0	153	102.9	(46)	180	99.4	91	96.8	(27)	89	102.2	(27)		
令和元	330	99.0	156	102.1	(47)	173	96.4	89	97.9	(27)	84	94.9	(26)		
2	335	101.8	166	106.0	(49)	170	98.0	88	98.4	(26)	82	97.6	(25)		
3	336	100.1	166	100.0	(49)	170	100.2	86	98.7	(26)	84	101.8	(25)		
4	348	103.5	170	102.5	(50)	177	104.3	85	98.6	(24)	92	110.3	(26)		
5	351	101.1	174	102.7	(50)	177	99.5	82	95.8	(23)	95	103.0	(27)		
6	353	100.6	182	104.4	(52)	171	96.9	78	95.5	(22)	93	98.0	(26)		
7(4-12)	268	98.8	144	102.4	(54)	124	95.0	52	87.3	(19)	72	101.5	(27)		

資料：農林水産省「畜產物流通調査」

注：シェアは生産量を100とした指数

(3) 輸入

輸入量は、焼肉・ハンバーガーなど外食産業等の需要が旺盛であることを背景に、平成28年度以降は毎年、前年度を上回って推移していたが、令和2年度以来、新型コロナウイルス感染症や物価上昇の影響による需要低迷や、為替の円安傾向等の影響により減少傾向で推移している。

令和3年度は、豪州産は干ばつからの回復（牛の保留）に伴う牛肉生産量の減少、米国産は現地相場が上昇していること等により双方ともに輸入量が減少し、全体では前年度を下回って推移した。

令和4年度は、米国産は前年度の減少に比べやや回復していたが、豪州産が引き続き減少したため、全体では前年度をわずかに下回った。

令和5年度は、豪州からの輸入量が回復し始めたが、米国産は現地相場高等から大きく減少し、全体で前年度比10.8%減となった。

令和6年度は、現地相場高等により米国からの輸入量は引き続き減少しているものの、豪州からの輸入量が増加したため、全体で前年度比0.9%増となった。

令和7年度（4-12月）は、国内在庫の増加傾向、為替の円安傾向、現地相場高等を背景に全体で前年同期比2.5%減と輸入量が減少した。

主要輸入先である豪州産は前年同期をやや上回って推移、米国産は前年同期と同水準であるものの、過去の水準と比較すると低調に推移している。

○牛肉の輸入量

（部分肉ベース、単位：千トン、%）

区分 年度	合計					
			うち冷蔵		うち冷凍	
	数量	前年比	数量	前年比	数量	前年比
平成22	512	107.6	214	101.8	297	112.3
27	487	94.4	207	95.5	280	93.5
28	526	107.9	240	115.7	286	102.2
29	572	108.8	270	112.7	301	105.4
30	620	108.4	279	103.3	341	113.0
令和元	623	100.4	278	99.8	344	100.9
2	591	94.9	258	92.8	333	96.8
3	569	96.3	252	97.6	317	95.3
4	563	98.9	215	85.2	348	109.7
5	502	89.2	199	93.0	302	86.8
6	506	100.9	187	93.7	319	105.7
7(4-12)	403	97.5	136	90.9	268	101.3

○牛肉の国別輸入量

（部分肉ベース、単位：千トン、%）

区分 年度	国別輸入量					
	米国		CPTPP		うち豪州	
	数量	前年比	数量	前年比	数量	前年比
平成22	99	133.6	413	102.8	352	99.1
27	164	87.9	322	97.9	289	104.5
28	208	126.7	317	98.4	278	96.0
29	231	111.1	340	107.1	298	107.3
30	255	110.3	364	107.3	310	104.1
令和元	246	96.5	370	101.5	291	93.8
2	253	103.0	328	88.7	256	88.0
3	222	87.8	327	99.6	228	89.1
4	233	105.0	313	95.8	208	91.2
5	191	82.3	303	96.6	221	106.3
6	177	92.0	320	105.8	242	109.2
7(4-12)	143	100.8	255	96.9	203	102.7

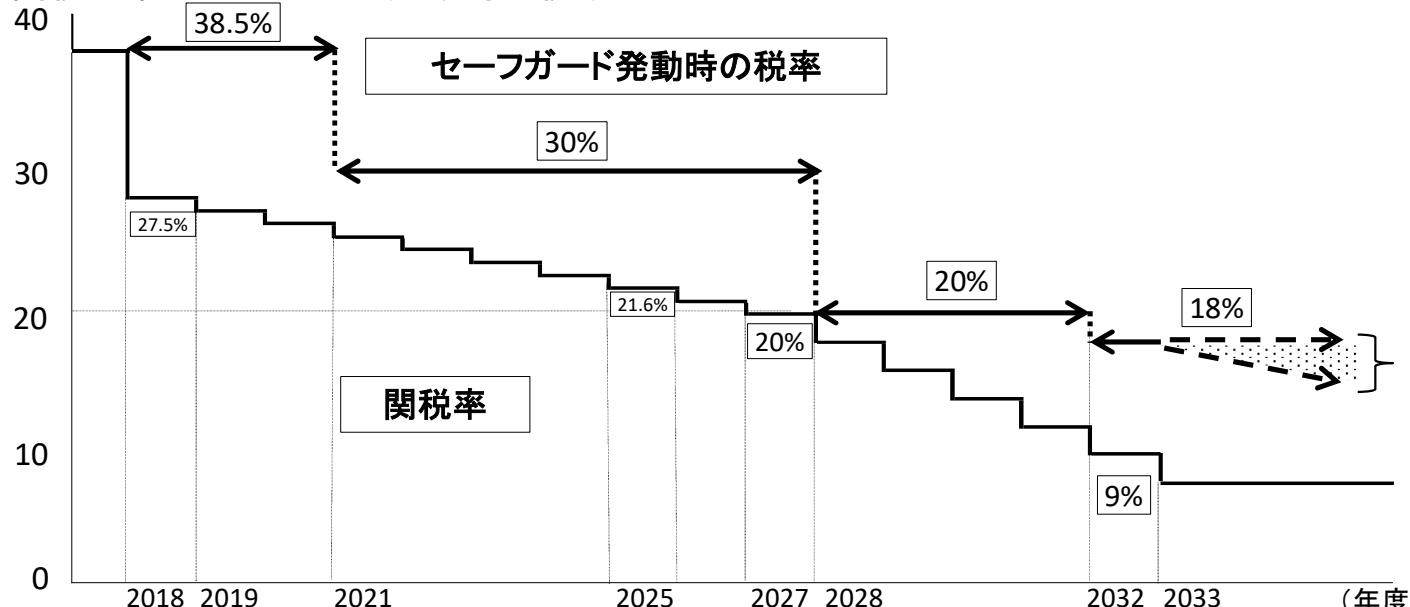
資料：財務省「貿易統計」

注：令和5年2月以降チリを、令和6年12月以降英国をCPTPPに追加。

CPTPP、日EU・EPA、日米貿易協定等の牛肉の合意内容について

- CPTPPは2018年12月、日EU・EPAは2019年2月、日米貿易協定は2020年1月にそれぞれ発効。
- 日米貿易協定では、発効と同時に当該年度のCPTPPと同水準の税率が適用され、関税削減スケジュールはCPTPPと同じ。
日英・EPAでは、発効と同時に当該年度の日EU・EPA税率と同水準の税率が適用され、関税削減スケジュールは日EU・EPAと同じ。
- 日英・EPAは2021年1月に発効したが、英国は2024年12月にCPTPPに加盟(CPTPPの税率も適用可能)。

関税水準とセーフガード発動時の税率



CPTPP:2018年12月　日米:2020年1月
 日EU:2019年2月　日英:2021年1月

○ 各協定の関税率

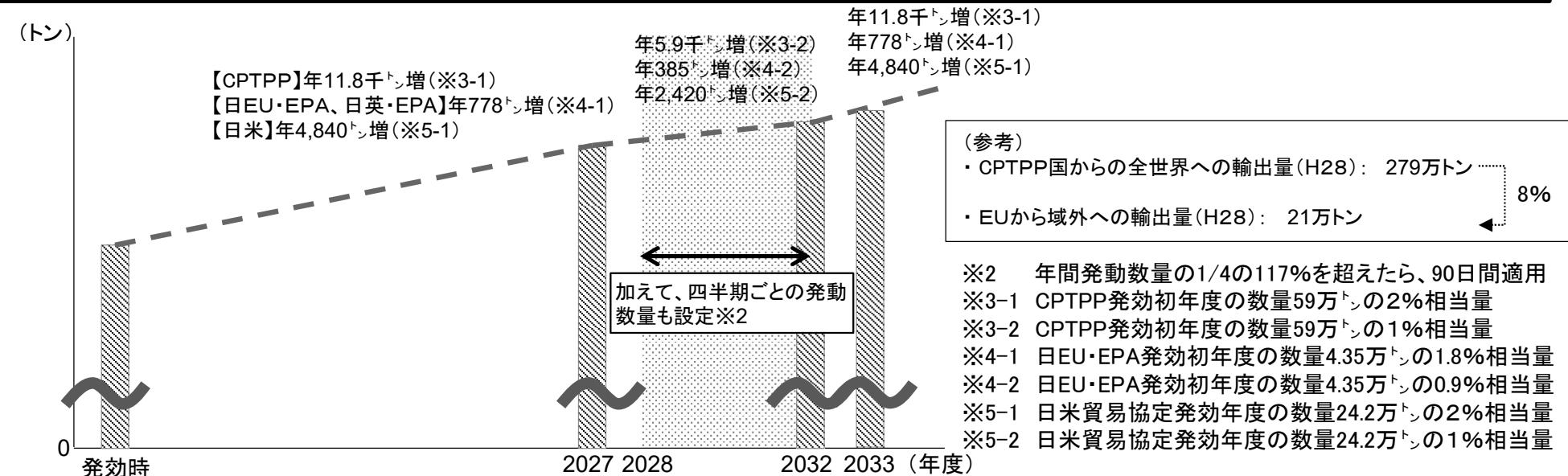
協定/年度		2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033
日豪 EPA	(冷蔵)	29.3	28.8	28.2	27.6	27.0	26.4	25.8	25.3	24.7	24.1	23.5	23.5	23.5	23.5	23.5	23.5
	(冷凍)	26.9	26.7	26.4	26.1	25.8	25.6	25.3	25.0	24.1	23.2	22.3	21.3	20.4	19.5	19.5	19.5
CPTPP (冷蔵、冷凍)		27.5	26.6	25.8	25.0	24.1	23.3	22.5	21.6	20.8	20.0	18.1	16.3	14.5	12.6	10.8	9.0
日米協定 (冷蔵、冷凍)		26.6	25.8	25.0	24.1	23.3	22.5	21.6	20.8	20.0	18.1	16.3	14.5	12.6	10.8	9.0	
日EU・EPA (冷蔵、冷凍)		27.5	26.7	25.8	25.0	24.2*	23.3	22.5	21.7*	20.8	20.0	18.2*	16.3	14.5	12.7*	10.8	9.0
日英・EPA (冷蔵、冷凍)				25.8	25.0	24.2*	23.3	22.5	21.7*	20.8	20.0	18.2*	16.3	14.5	12.7*	10.8	9.0

※2: CPTPP及び日米貿易協定においては0.1%未満を切り捨て、日EU・EPA及び日英・EPAにおいては、0.1%未満の端数は四捨五入するため、ステージングで税率に若干違いが生じている。
 (*は、異なる税率の年度)

※3: 対象HSコードは、0201, 0202。

【CPTPP、日EU・EPA、日米貿易協定等における牛肉セーフガードの発動数量】

- それぞれの協定対象国からの合計輸入数量等が発動数量を超えた場合、年度末まで(※1)セーフガード発動時の税率を適用。
※1:2月に超過した場合の適用期間は45日間、3月に超過した場合の適用期間は30日間(それぞれ年度を超えて適用)。
- 日米貿易協定に基づくセーフガードについて、2020年度3月上旬までの輸入量が発動数量(24万2千トン)を超過したため、2021年3月18日～4月16日の間、関税を引き上げ。



○ 各協定のセーフガード発動数量

【千トン】

協定/年度	(注1) 2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033
CPTPP	147.5	601.8	613.6	625.4	637.2	649.0	660.8	672.6	684.4	696.2	702.1	708.0	713.9	719.8	725.7	737.5
日米 (注3)		(注2) 60.334	242	246.84	251.68	256.52	261.36	266.20	271.04	275.88	278.30	280.72	283.14	285.56	287.98	292.82
日EU	7.250	44.278	45.056	45.833	46.611	47.389	48.167	48.944	49.722	50.500	50.885	51.270	51.655	52.040	52.425	53.195
日英 (注4)			45.056	45.833	46.611	47.389	48.167	48.944	49.722	50.500	50.885	51.270	51.655	52.040	52.425	53.195

注1: 2018年度(発効1年目)の発動数量は、CPTPPについては59万トンに3/12を乗じ、日EU・EPAについては43,500トンに2/12を乗じたもの。

注2: 米国の2019年度の発動数量は、24万2千トンに91/365を乗じたもの。

注3: 日米貿易協定に係るSGIは、次の3つの条件を全て満たした場合に発動。

①米国産牛肉の合計輸入数量が、日米貿易協定附属書Iに定める各年度のセーフガード発動水準を超過

②2022年度以降について、米国及びCPTPP締約国からの合計輸入数量が、CPTPPの発動水準を超過

③2022年度～2027年度について、米国産牛肉の合計輸入数量が前年度の輸入実績を超過(2024年度の米国産牛肉輸入実績:17.7万トン)

注4: 日英・EPAでは、英国(日英、CPTPPのうち英國産)とEUからの合計輸入量が発動数量を超過した場合、英國に対してセーフガードが発動。

注5: セーフガード発動数量のカウント対象HSコードは、0201(冷蔵牛肉)、0202(冷凍牛肉)、0206.10-020、0206.29-020(ほほ肉及び頭肉)。

(参考) 牛肉に係る国境措置

i) ウルグアイ・ラウンド農業交渉において、牛肉の関税率について、国際的に認められた関税水準（譲許税率：50.0%）（1994年度）から38.5%（2000年度）まで段階的に引き下げることに合意した。

一方、その代償として、輸入急増の歯止めとなるよう、輸入数量が法定の基準に達した場合、関税率を譲許税率（50.0%）に戻す牛肉の関税緊急措置がパッケージで導入されている。

ii) 本措置は、冷蔵牛肉、冷凍牛肉の各々について、年度初めから各月末までの累計輸入量が、四半期ごとに設定される法定の発動基準数量（前年度同期の輸入量の117%※）を超過した場合、具体的には、

- ① 全世界からの各月末までの累計輸入量が、発動基準数量を超え、かつ、
- ② 我が国との間でEPAが発効しておらず、EPA税率の適用を受けない牛肉の各月末までの累計輸入量が発動基準数量を超えている場合、

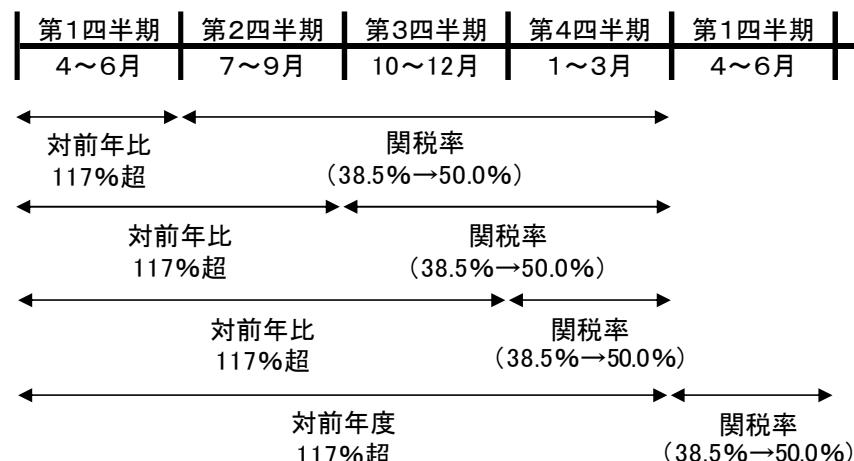
年度末まで（第4四半期に超過した場合は翌年度の第1四半期まで）、関税率を現行の38.5%から譲許税率である50.0%に戻す仕組みとなっている。

iii) 日米貿易協定の発効により、我が国に輸入される牛肉の99%超がEPA締約国産であり、EPA締約国産の牛肉については各EPAに基づくセーフガードの対象となる。このため、本緊急措置の適用対象が実質的に無くなることから、令和2～7年度は措置されていない。

○ 牛肉の関税率

年度 (西暦)	平成7 (1995)	8 (1996)	9 (1997)	10 (1998)	11 (1999)	12～令和7 (2000～2025)
関税率	48.1%	46.2%	44.3%	42.3%	40.4%	38.5%

○ 緊急措置の発動例



（注）実際の輸入と輸入統計公表までにはタイムラグ（約1か月）が存在するため、四半期当初からの発動とはならない場合がある。

○ 緊急措置の発動実績

※冷凍牛肉	(発動前)	(発動後)
平成7年8月1日～平成8年3月31日	48.1%	→ 50.0%
平成8年8月1日～平成9年3月31日	46.2%	→ 50.0%
平成29年8月1日～平成30年3月31日	38.5%	→ 50.0%
※生鮮・冷蔵牛肉		
平成15年8月1日～平成16年3月31日	38.5%	→ 50.0%

(4) 卸売価格

卸売価格は、近年、肉ブームの一層の高まりや生産量の減少を背景に、和牛は平成28年度、交雑種は平成27～28年度、乳用種は平成27年度にそれぞれ過去最高水準まで高騰したが、令和2年度以降、新型コロナウイルス感染症や物価上昇の影響による需要低迷により、特に和牛では軟調に推移している。

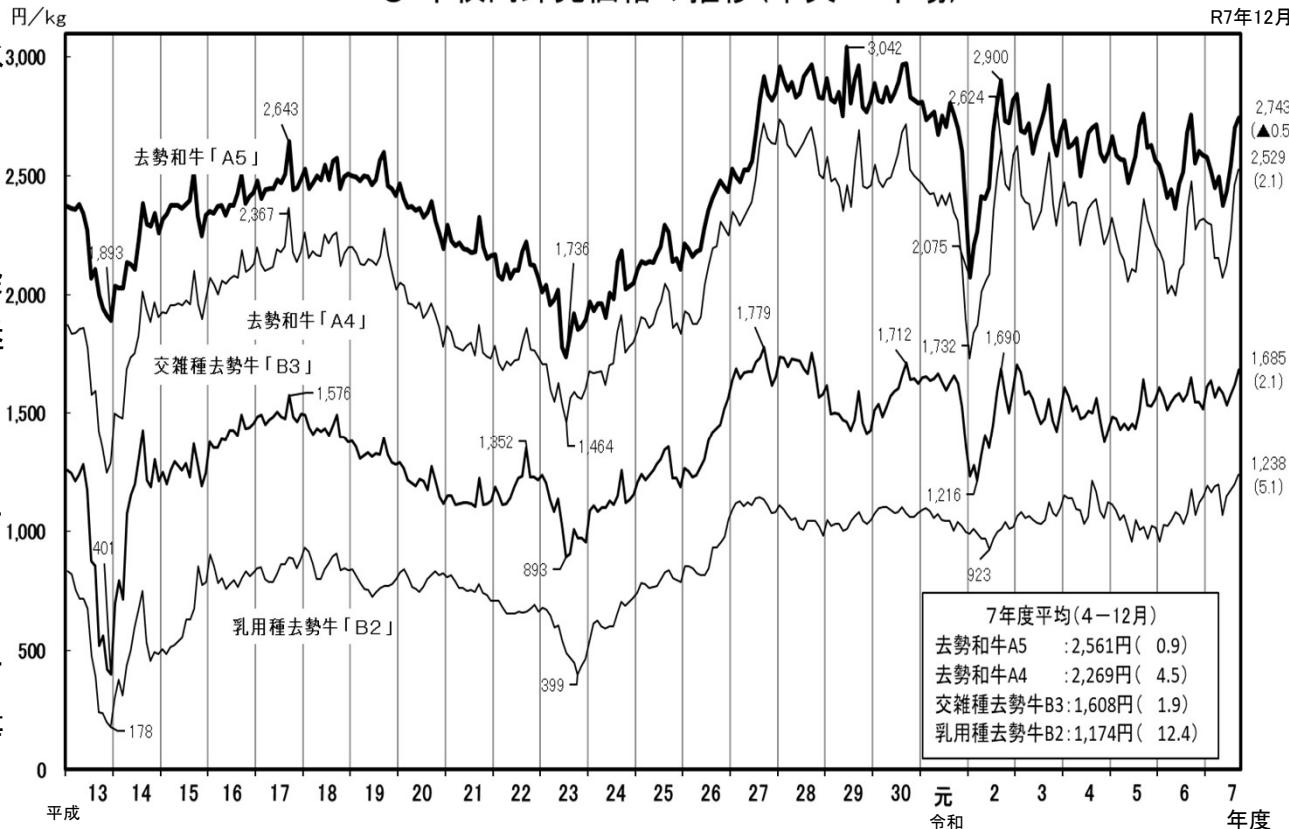
令和3年度の和牛の価格は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大が断続的にみられる中で外食需要が低迷し、新型コロナウイルス感染症発生前の水準を下回って推移した。

令和4年度及び5年度の和牛の価格は、物価の上昇による消費者の生活防衛意識の高まり等の影響もあり、前年を下回って推移した。

令和6年度の和牛の価格は、年度全体では、前年を下回って推移したが、後半にかけて比較的値ごろな4等級等では前年を上回る水準で推移。

令和7年度（4-12月）の和牛の価格は、引き続き前年を上回って推移した。

○ 牛枝肉卸売価格の推移(中央10市場)



資料:農林水産省「畜産物流通調査」

注1:去勢和牛の格付に占める「A5」の割合は68.3%、「A4」は23.5%、交雑種去勢牛の格付に占める「B3」の割合は33.6%、乳用種去勢牛の格付に占める「B2」は52.0%である。((公社)日本食肉格付協会:R6年度格付結果)

注2:()内は前年度比、前年同月比。

(5) 肉用子牛価格の動向

肉用子牛保証基準価格については、TPP協定発効（平成30年12月30日）に合わせて、直近7年間（平成23～29年度）の生産費をベースとして設定している。

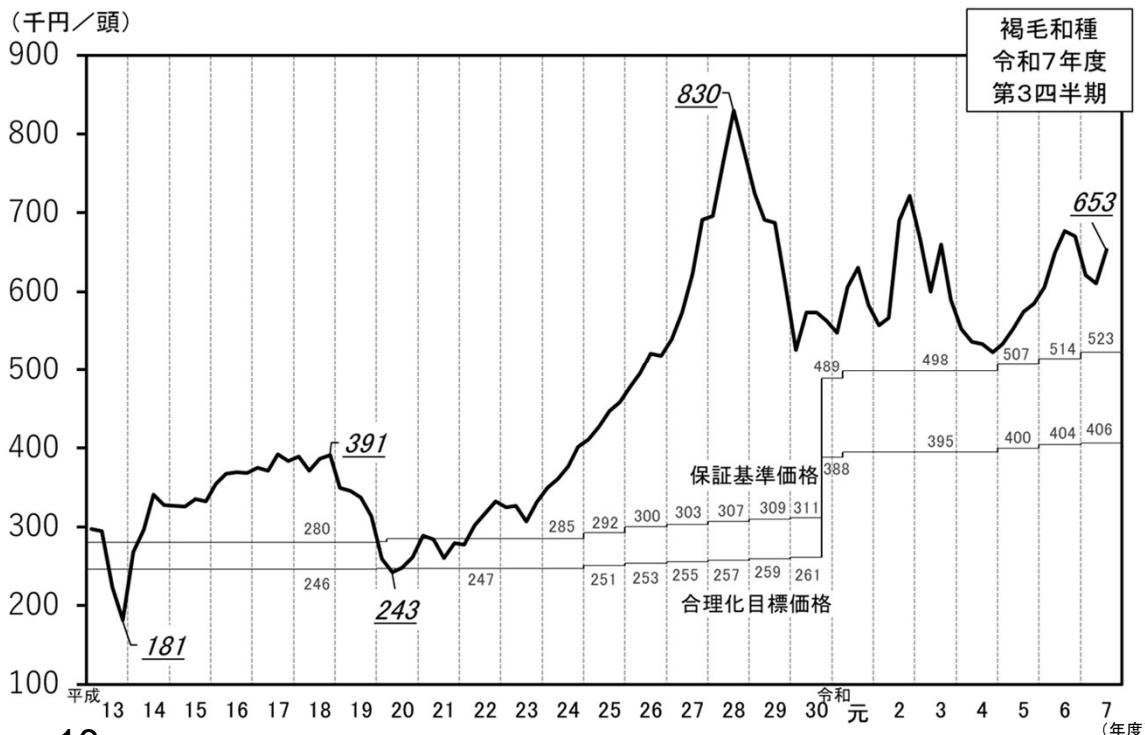
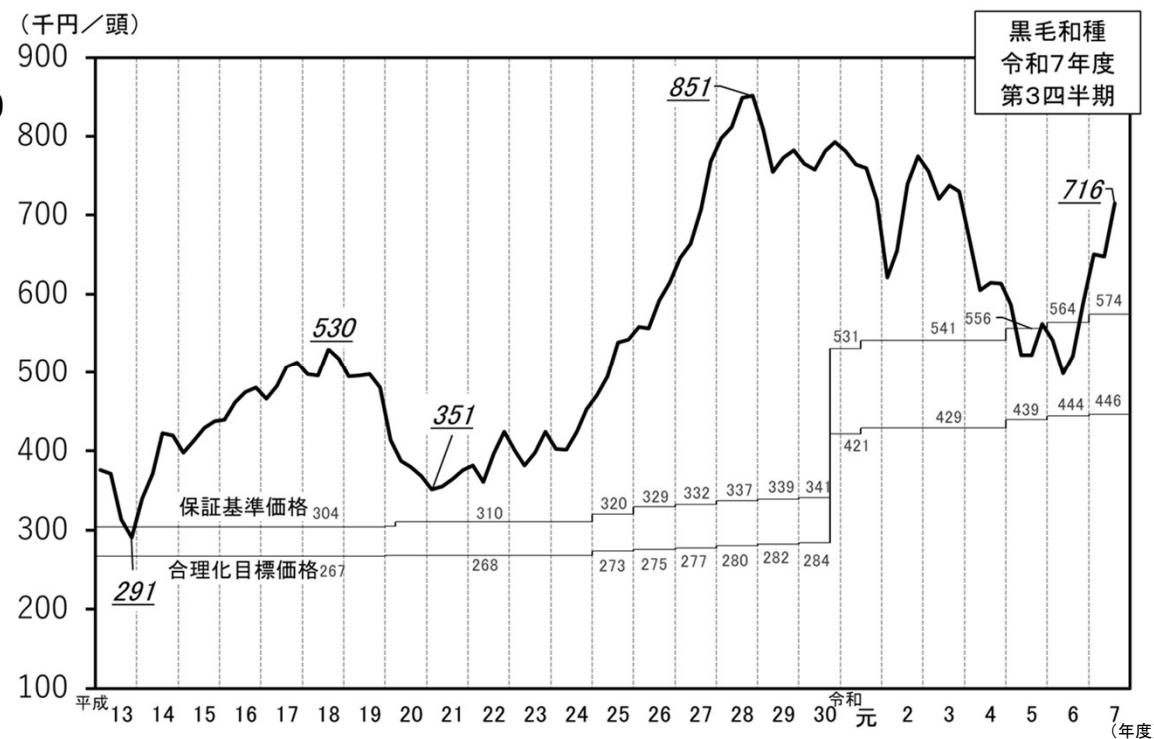
肉用子牛価格は、

- 「黒毛和種」は、肉用子牛生産者補給金制度発足以降、BSE発生の影響等があった一時期を除き、保証基準価格を上回っている状況にあった。

平成28年度第4四半期には繁殖雌牛の減少等による子牛出生頭数の減少等により過去最高の85万1千円となった。

令和2年2月以降、新型コロナウイルス感染症の影響による枝肉価格の低下に伴い子牛価格も低下した。その後、枝肉価格の上昇等により回復したが、令和4年5月に急落した。その後も、和牛枝肉価格の低迷や配合飼料価格の高止まり等を背景に、肥育農家の子牛購買意欲が減退したことから、子牛価格の下落傾向が続き、令和5年度第2四半期には、平成14年以来、約21年ぶりに保証基準価格を下回った。令和6年度も、第1四半期から3期連続で保証基準価格を下回り、引き続き価格は低迷していたものの、令和6年度第4四半期以降は価格が上昇し、令和7年度第3四半期は71万6千円となった。

- 「褐毛和種」は、過去には保証基準価格を下回る時期も多かったものの、近年は、国産牛肉に対する需要の高まりや、生産量の減少等による需給の引締りにより上昇し、保証基準価格を上回る水準で推移している。平成28年度には過去最高の83万円まで上昇した。令和7年度第3四半期は65万3千円となった。



③ 「その他の肉専用種」は、平成25～30年度は、国産牛肉に対する需要の高まりや、生産量の減少等による需給の引締りにより、保証基準価格を概ね上回り、28年度第1四半期には過去最高の50万8千円まで上昇した。

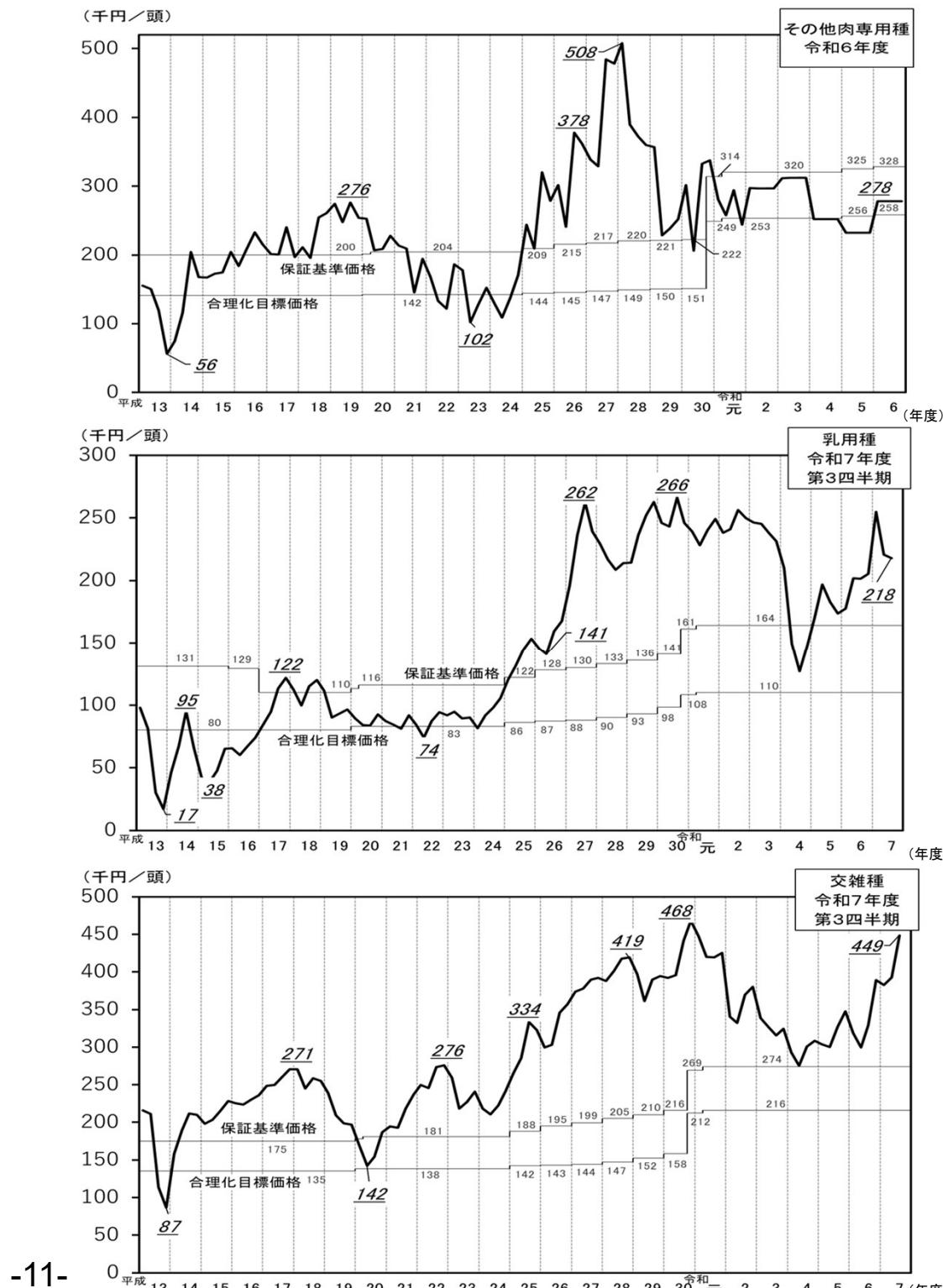
令和元年度以降、保証基準価格を下回って推移しており、令和4年度及び令和5年度は合理化目標価格を下回った。令和6年度は、若干上昇したが引き続き保証基準価格を下回り、27万8千円となった。

※令和2年度から平均売買価格の算定期間を1年間（4月～3月）に変更している。

④ 「乳用種」は、枝肉価格の低下等により継続的に保証基準価格を下回る状況が続いていたものの、近年は、国産牛肉の需要の高まりや生産量の減少等を背景に、保証基準価格を上回る水準で堅調に推移していた。しかし、令和4年8月に急落し、令和4年度第2四半期以降、保証基準価格を下回って推移した。その後、令和4年度第4四半期から上昇に転じ、令和5年度第1四半期以降は保証基準価格を上回って推移し、令和7年度第3四半期は21万8千円となった。

⑤ 「交雑種」は、適度な脂肪交雑等が消費者に広く受け入れられ、枝肉価格水準も乳用種に比べ高いことから、概ね保証基準価格を上回る水準で推移している。

令和2年度第1四半期以降、新型コロナウイルス感染症の影響等により下落傾向で推移したものの、令和4年度第2四半期を底に上向き、令和7年度第3四半期は44万9千円となった。



(6) 飼養動向

- ① 肉用牛の飼養戸数は、小規模層の飼養者を中心に減少傾向で推移している。
- ② 肉用牛の飼養頭数は、平成29年から令和5年まで増加傾向で推移していたが、令和6年から減少傾向で推移している。繁殖雌牛の飼養頭数は、平成22年をピークに減少していたが、平成28年から令和5年まで増加傾向で推移したが、令和6年から減少傾向で推移し、令和7年は611千頭となった。
- ③ 1戸当たりの飼養頭数は、増加傾向で推移しており、大規模化が進展している。

○ 肉用牛飼養戸数及び頭数の推移

区分／年		22	27	28	29	30	31	31参考値	令和2	3	4	5	6	7
肉用牛	戸数(千戸)	74.4	54.4	51.9	50.1	48.3	46.3	45.6	43.9	42.1	40.4	38.6	36.5	34.0
	(対前年増減率)(%)	(▲3.8)	(▲5.4)	(▲4.6)	(▲3.5)	(▲3.6)	(▲4.1)	—	(▲3.7)	(▲4.1)	(▲4.0)	(▲4.5)	(▲5.4)	(▲6.8)
	頭数(千頭)	2,892	2,489	2,479	2,499	2,514	2,503	2,527	2,555	2,605	2,614	2,687	2,672	2,595
うち 繁殖雌牛	(対前年増減率)(%)	(▲1.1)	(▲3.0)	(▲0.4)	(0.8)	(0.6)	(▲0.4)	—	(1.1)	(2.0)	(0.3)	(2.8)	(▲0.6)	(▲2.9)
	1戸当たり(頭)	38.9	45.8	47.8	49.9	52.0	54.1	55.4	58.2	61.9	64.7	69.6	73.2	76.3
	戸数(千戸)	63.9	47.2	44.3	43.0	41.8	40.2	40.1	38.6	36.9	35.5	33.8	31.8	29.4
うち 肥育牛	頭数(千頭)	684	580	589	597	610	626	605	622	633	637	645	640	611
	1戸当たり(頭)	10.7	12.3	13.3	13.9	14.6	15.6	15.1	16.1	17.1	17.9	19.1	20.1	20.8
	戸数(千戸)	15.9	11.6	11.7	11.3	10.8	10.2	10.1	10.0	9.7	9.5	9.5	9.6	9.5
うち 肥育牛	頭数(千頭)	1,812	1,568	1,557	1,557	1,550	1,522	1,542	1,548	1,575	1,601	1,635	1,617	1,577
	1戸当たり(頭)	114.0	135.2	133.1	137.8	143.5	149.2	152.7	155.1	161.7	168.8	171.7	168.7	166.0

資料：農林水産省「畜産統計」（各年2月1日現在）

注1：飼養形態別戸数（子取・肥育）は、これらを重複して飼養している場合もあることから、必ずしも戸数の合計は肉用牛飼養戸数とは一致しない。

2：肉用牛は、繁殖雌牛、肥育牛のほか育成牛（もと牛として出荷する予定の肉専用種の牛）を含む。

3：肥育牛は、肉用種の肥育用牛と、乳用種の和としている。

4：令和2年から統計手法が変更されたため、令和2年の統計手法を用いて集計した平成31年の数値を参考値として記載。

5：令和2年の前年増減率は、平成31年の参考値との比較。

III 豚肉

(1) 消費

消費量（推定出回り量）は、肉ブームの高まりなどを背景に平成27年度以降、増加傾向で推移した。

令和3年度は新型コロナウイルス感染症による「巣ごもり需要」などにより、185万トンと過去最高となった。

令和4年度は、「巣ごもり需要」が一服し、前年度比0.9%減となった。

令和5年度は、物価上昇による需要のシフト等により、前年度比0.4%増となった。

令和6年度は、引き続き節約志向から前年度比0.4%増となった。

令和7年度（4-12月）は、前年同期比1.2%減となった。

○豚肉需給の推移

（部分肉ベース、単位：千トン、[トン]、%）

	平成22	25	26	27	28	29	30	令和元	R2	3	4	5	6	7 (4-12)
消費量	1,660 (1.6)	1,673 (▲0.1)	1,673 (0.0)	1,721 (2.8)	1,761 (2.3)	1,810 (2.8)	1,826 (0.9)	1,811 (▲0.8)	1,826 (0.9)	1,852 (1.4)	1,835 (▲0.9)	1,842 (0.4)	1,849 (0.4)	1,394 (▲1.2)
生産量	895 (▲3.0)	917 (1.2)	875 (▲4.6)	888 (1.4)	894 (0.7)	890 (▲0.5)	897 (0.8)	903 (0.6)	917 (1.5)	923 (0.6)	901 (▲2.3)	909 (0.9)	895 (▲1.5)	664 (▲0.3)
輸入量	768 (11.0)	744 (▲2.0)	816 (9.7)	826 (1.2)	877 (6.2)	926 (5.5)	916 (▲1.0)	953 (4.0)	884 (▲7.3)	929 (5.1)	965 (3.9)	915 (▲5.2)	983 (7.5)	719 (▲5.9)
輸出量	[519] (▲75.4)	[1,378] (61.3)	[1,453] (5.5)	[1,456] (0.2)	[1,833] (25.9)	[2,395] (30.6)	[2,136] (▲10.8)	[1,701] (▲20.3)	[2,699] (58.6)	[1,902] (▲29.5)	[1,649] (▲13.3)	[1,966] (19.2)	[1,728] (▲12.1)	[1,423] (11.6)
期末在庫	174	162	179	169	178	181	166	210	182	180	210	189	217	205

資料：農林水産省「畜産物流通調査」、財務省「貿易統計」、(独)農畜産業振興機構「食肉等保管状況調査」

注1：()内は前年度増減率

注2：輸出量の[]内は、トン表示

注3：消費量は生産量、輸入量、輸出量及び期末在庫より推計した推定出回り量

注4：期末在庫は、年度末の在庫量、R7年度は12月末の在庫量

(2) 生産

生産量は、猛暑や疾病の影響はあるものの、平成27年度以降、畜産クラスター事業等の取組等により増加傾向で推移した。

令和3年度は、出荷頭数の増加から、前年度比で0.6%増となった。

令和4年度は、出荷頭数の減少から、前年度比で2.3%減となった。

令和5年度は、出荷頭数は横ばいであるものの、1頭当たりの出荷体重が増加したことから、前年度比0.9%増となった。

令和6年度は、出荷頭数の減少から前年度比1.5%減となった。

令和7年度（4-12月）は、前年同期比0.3%減となった。

(3) 輸入

輸入量は、豚肉需要の高まりを受け、増加傾向で推移した。

令和3年度は、冷蔵品は、外食から内食へのシフトにより前年度から増加したこと、冷凍品は、前年度の反動もあり増加したことから、全体では前年度比5.1%増となった。

令和4年度は、米国、カナダの現地相場の高止まりにより冷蔵品の輸入量が減少した一方で、現地相場が下がっていたEU産の冷凍品の輸入量が増加したことなどにより、全体では前年度比3.9%増となった。

令和5年度は、カナダ産などCPTPPからの輸入量はやや増加した一方で、現地相場高の影響等により、EU産の輸入量が大きく減少し、全体でも前年度比5.2%減となった。

令和6年度は、EUやブラジルからの冷凍品の輸入量の増加により、前年度比7.5%増となった。

令和7年度（4-12月）は、カナダからの冷蔵品の輸入量が増加した一方で、世界的な豚肉需要が高まる中、現地相場高や国内在庫量の増加傾向の影響もあり、主要輸入先からの冷凍品の輸入量が減少したため、全体として前年同期比5.9%減となった。

また、スペインにおけるアフリカ豚熱（ASF）の発生を受け、11月28日から、豚肉輸入量の2割弱を占めるスペイン産豚肉等の輸入一時停止措置を講じた（10月29日以前にと殺・加工・梱包まで終了しているものは措置の対象外）。

○豚肉の輸入量

（部分肉ベース、単位：千トン、%）

区分 年度	合計					
			うち冷蔵		うち冷凍	
	数量	前年比	数量	前年比	数量	前年比
平成22	768	111.0	236	105.2	532	113.8
27	826	101.2	341	116.7	485	92.5
28	877	106.2	364	106.8	513	105.8
29	926	105.5	399	109.6	527	102.7
30	916	99.0	405	101.6	511	97.0
令和元	953	104.0	416	102.5	537	105.2
2	884	92.7	418	100.6	466	86.7
3	929	105.1	427	102.1	502	107.8
4	965	103.9	392	91.8	573	114.2
5	915	94.8	393	100.2	522	91.0
6	983	107.5	377	96.0	606	116.2
7(4-12)	719	94.1	305	107.4	415	86.2

○豚肉の国別輸入量

（部分肉ベース、単位：千トン、%）

区分 年度	国別輸入量							
	EU計		米国		CPTPP		うちカナダ	
	数量	前年比	数量	前年比	数量	前年比	数量	前年比
平成22	218	122.6	309	112.3	216	101.4	176	100.9
27	293	95.8	266	99.1	241	111.6	170	112.6
28	314	107.3	270	101.7	266	110.4	187	110.1
29	335	106.6	263	97.4	300	113.1	214	114.7
30	316	94.3	258	98.2	313	104.3	223	104.3
令和元	329	104.3	251	97.2	341	108.7	236	105.8
2	257	78.2	250	99.6	341	100.0	235	99.7
3	293	113.7	249	99.5	345	101.4	226	96.1
4	345	117.8	227	91.0	341	98.7	208	92.1
5	268	77.7	225	99.1	382	112.2	221	106.1
6	279	104.2	220	97.8	391	102.3	243	110.1
7(4-12)	181	81.8	154	89.2	302	99.2	204	108.9

資料：財務省「貿易統計」

注：EU計は、16年4月までは15カ国、16年5月から18年12月までは25カ国、

19年1月からは27カ国、25年7月からは28カ国計、令和2年2月からは27カ国計。

注2：令和5年2月以降チリを、令和6年12月以降英国をCPTPPに追加。

CPTPP、日EU・EPA、日米貿易協定等の豚肉の合意内容について

- CPTPPは2018年12月、日EU・EPAは2019年2月、日米貿易協定は2020年1月にそれぞれ発効。
- CPTPP及び日EU・EPAでは、従量税(482円/kg)は発効初年度に125円/kg、2027年度に50円/kgまで引き下げ、従価税(4.3%)は発効初年度に2.2%、2027年度に撤廃。
- 差額関税制度を維持し、分岐点価格(524円/kg)は不变。関税削減期間中は、輸入急増に対するセーフガードを措置。
- 日米貿易協定では、発効と同時に当該年度のCPTPPと同水準の税率が適用され、関税削減スケジュールはCPTPPと同じ。
- 日英・EPAは2021年1月に発効したが、英国は2024年12月にCPTPPに加盟(CPTPPの税率も適用可能)。

【発効前】

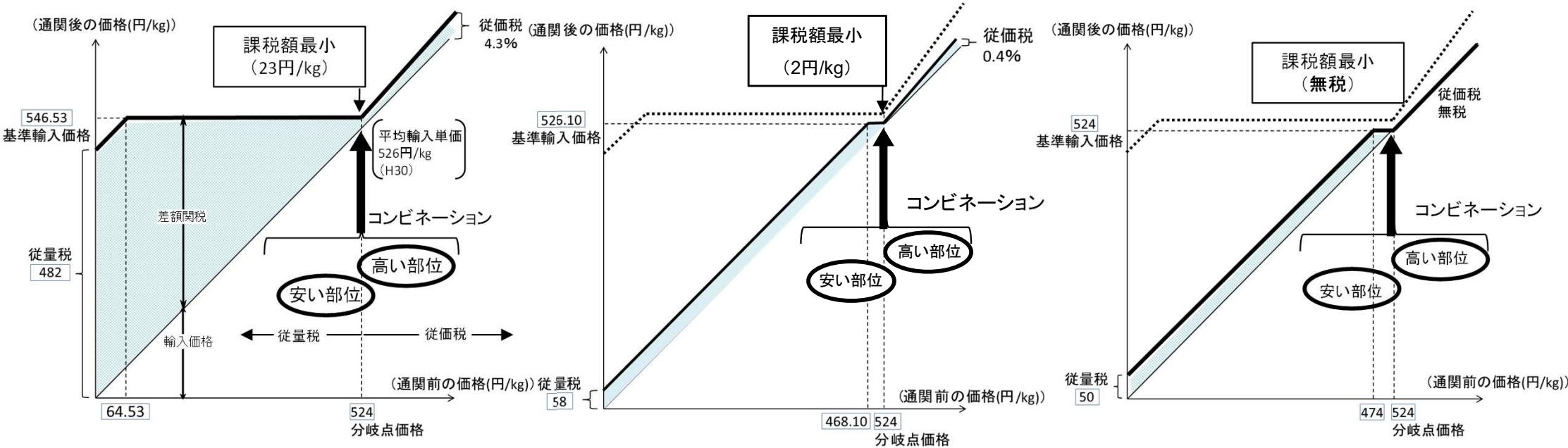
- 従量税: 482円/kg
- 従価税: 4.3%
- 分岐点価格で輸入する場合の課税額: 約23円/kg
(524円/kg × 従価税率4.3%)

【2025年度】

- 従量税: 58円/kg
- 従価税: 0.4%
- 分岐点価格で輸入する場合の課税額: 約2円/kg
(524円/kg × 従価税率: 0.4%)

【2027年度】

- 従量税: 50円/kg
- 従価税: 無税
- 分岐点価格で輸入する場合の課税額: 0円/kg



注1：差額関税制度下では、安い部位と高い部位と組み合わせるコンビネーション輸入が経済的に最も有利。コンビネーションを組むことで安い部位も一定量は輸入されるが、高い部位の需要を超えてコンビネーションを組んで輸入すると、高い部位の在庫リスクが生じるため、結果として安い部位の輸入を抑制する効果。

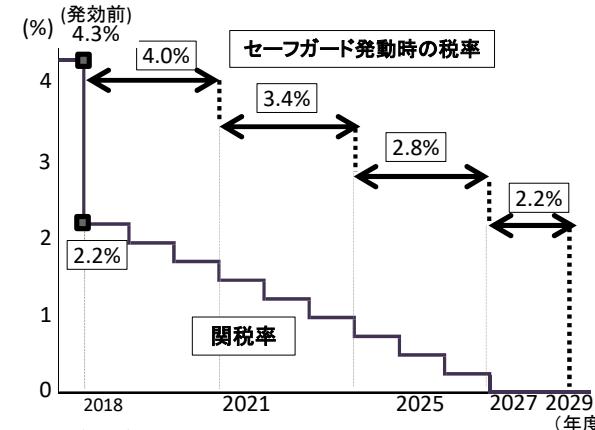
注2：数字はすべて部分肉ベース。

セーフガードの仕組み

- 2028年度までは、輸入急増や極めて安価な豚肉の輸入が一定以上行われた場合に、従量税を100~70円/kgに、従価税を4.0~2.2%に、それぞれ戻すセーフガードを措置。
- 日米貿易協定では、従量税部分のセーフガードにおける輸入数量のカウントは、米国及びCPTPP発効国からの輸入量の合計で行い、発動数量を超過した場合、米国に対してセーフガードを発動。
- 日英・EPAでは、セーフガードにおける輸入数量のカウントは、英国(日英、CPTPPのうち英國産)及びEUからの輸入量の合計で行い、発動数量を超過した場合、英國に対してセーフガードを発動。

1. 従価税部分

①関税水準とセーフガード発動時の税率



協定／年度	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027
CPTPP	2.2	1.9	1.7	1.4	1.2	0.9	0.7	0.4	0.2	無税
日米		1.9	1.7	1.4	1.2	0.9	0.7	0.4	0.2	無税
日EU	2.2	2.0	1.7	1.5	1.2	1.0	0.7	0.5	0.2	無税
日英			1.7	1.5	1.2	1.0	0.7	0.5	0.2	無税

②セーフガード発動数量【CPTPPは国別、日EU・EPAはEU全体】

過去3年間の輸入量(注)の最高値に以下の割合を乗じた値を超えた場合に年度末まで関税を引上げ

2019 年度	2020-23 年度	2024-28 年度
112%	116%	119%

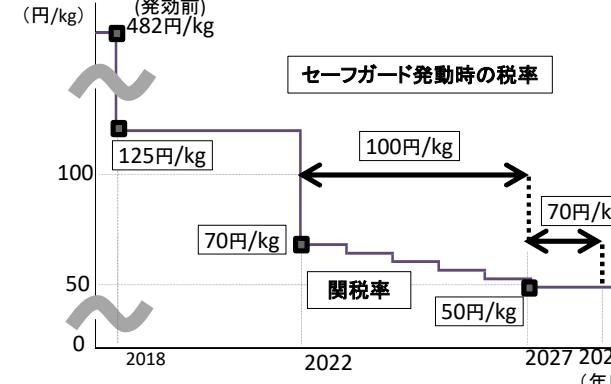
(注)2021年度までは全輸入量、
2022年度以降は399円/kg以上の輸入量。

○ 2025年度国別セーフガード発動数量

協定	CPTPP									日EU/EPA	日英/EPA	日米		
	カウント対象国	豪州	カナダ	シンガポール	チリ	NZ	ブルネイ	ベトナム	ペルー	マレーシア	メキシコ	英國	EU	英國+EU
数量(㌧)	380	288,727	0	48,708	0	0	0	0	0	148,550	1,838	400,888	401,943	265,170

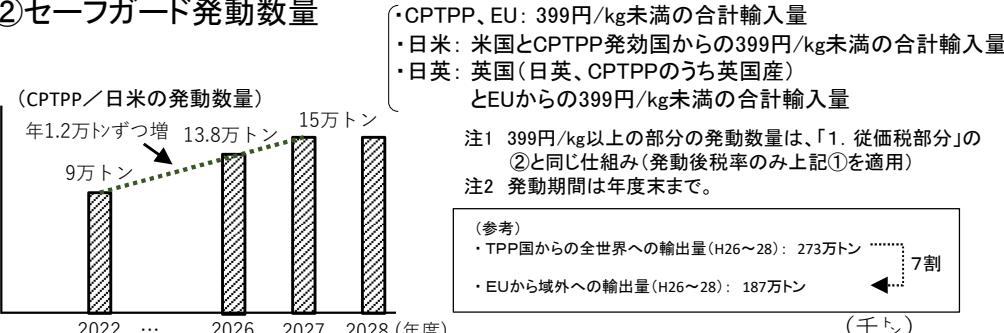
2. 従量税部分

①関税水準とセーフガード発動時の税率



協定／年度	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027
CPTPP	125	125	125	125	70	66	62	58	54	50
日米		125	125	125	70	66	62	58	54	50
日EU	125	125	125	125	70	66	62	58	54	50
日英			125	125	70	66	62	58	54	50

②セーフガード発動数量



協定／年度	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028
CPTPP／日米	90.0	102.0	114.0	126.0	138.0	150.0	150.0
日EU／日英	63.0	71.4	79.8	88.2	96.6	105.0	105.0

(参考) 豚肉に係る国境措置

i) ウルグアイ・ラウンド農業交渉において、差額関税制度の機能を維持したが、基準輸入価格等について譲許水準からの引き下げを合意した。

一方、その代償として、豚肉等について、各四半期末までの累計輸入量が発動基準数量を超えた場合、基準輸入価格が国際的に合意された水準に戻される関税緊急措置を導入した。

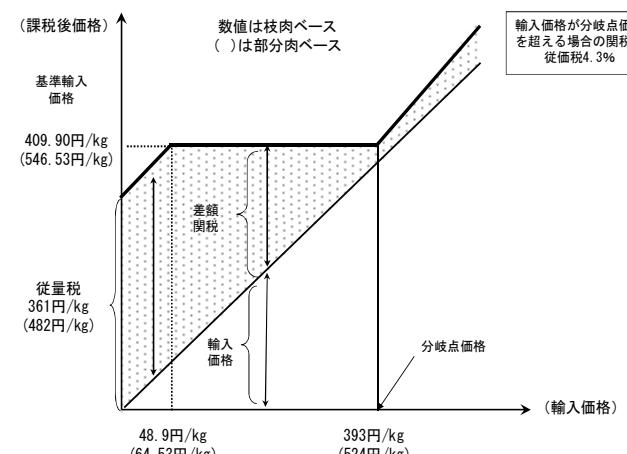
ii) 本措置は、豚肉等について、年度初めから各月末までの累計輸入量が、四半期毎に設定される法定の発動基準数量（前三か年度同期の平均輸入量の119%）を超過した場合、具体的には、

- ① 全世界からの各月末までの累計輸入量が、発動基準数量を超え、かつ、
- ② 我が国との間でEPAが発効しておらず、EPA税率の適用を受けない豚肉等の各月末までの累計輸入量が発動基準数量を超過した場合、

年度末まで（第4四半期に超過した場合は翌年度第1四半期まで）、基準輸入価格が国際的に合意された水準に戻される仕組みとなっている。

iii) 日米貿易協定の発効により、我が国に輸入される豚肉の99%超がEPA締約国産であり、EPA締約国産の豚肉については各EPAに基づくセーフガードの対象となる。このため、本緊急措置の適用対象が実質的に無くなることから、令和2～7年度は措置されていない。

○豚肉の関税制度

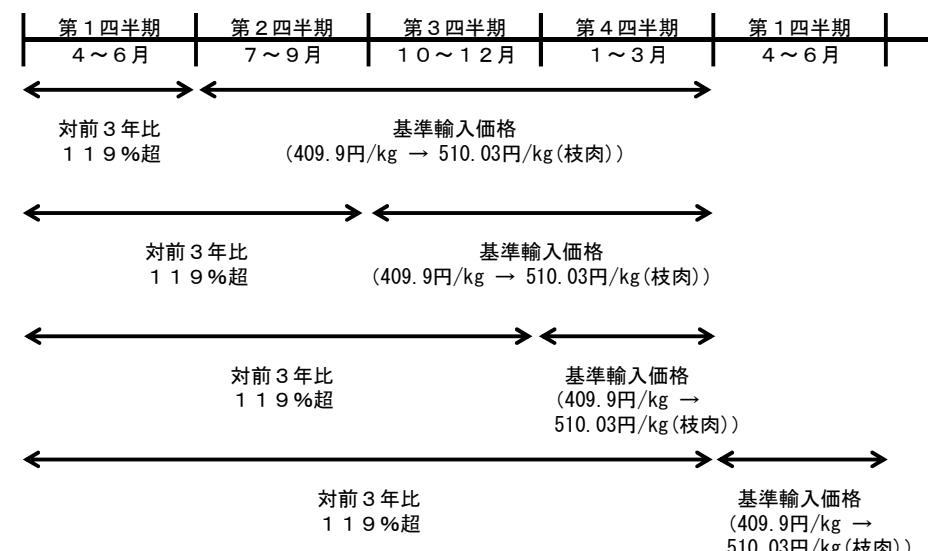


○ 豚肉の基準輸入価格及び従価税率

単位(円/kg, %)

年度 (西暦)	平成6 (1994)	7 (1995)	8 (1992)	9 (1997)	10 (1998)	11 (1999)	12～令和7 (2000～2025)
基準輸入価格							
枝肉ベース	470.00	460.01	450.02	440.06	429.71	419.79	409.90
(部分肉ベース)	(626.67)	(613.34)	(600.03)	(586.76)	(572.95)	(559.73)	(546.53)
従価税率(%)	5.0	4.9	4.8	4.7	4.5	4.4	4.3

○ 緊急措置の発動例



(注) 実際の輸入と輸入統計公表までにタイムラグ（約1ヶ月）が存在するため、四半期当初からの発動とはならない場合がある。

○ 緊急措置の発動実績

※豚肉等

平成7年11月1日～平成8年3月31日
平成8年7月1日～平成9年3月31日
平成9年4月1日～平成9年6月30日
平成13年8月1日～平成14年3月31日
平成14年8月1日～平成15年3月31日
平成15年8月1日～平成16年3月31日
平成16年8月1日～平成17年3月31日

(4) 卸売価格

卸売価格は、と畜頭数が減少する夏場に上昇し、と畜頭数が増加する冬に低下する傾向があり、年度平均では、年によって差はあるものの、概ね500～600円台で推移している。

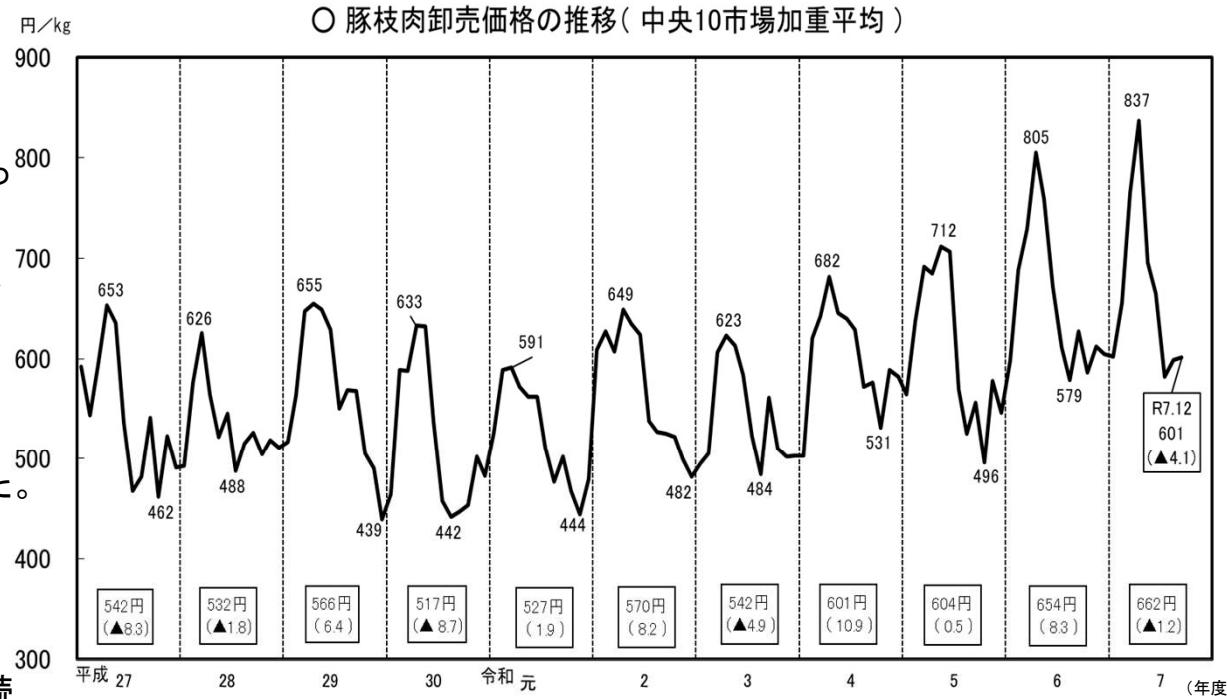
令和3年度は、緊急事態宣言等による「巣ごもり需要」は見られたが、前年に比べやや引き合いが弱まることにより、前年度比では4.9%低下した。

令和4年度は、高騰する輸入品の代替需要に加え、物価高上昇による需要のシフト等を背景に、前年度比10.9%上昇した。

令和5年度は、前年同様、堅調に推移し、前年度比0.5%高の604円となった。

令和6年度は、節約志向の高まり等による需要の増加により、堅調に推移し、前年度比8.3%高の654円となり、3年連続過去最高を更新した。

令和7年度（4-12月）は、前年同期比1.2%低下した。



資料:農林水産省「畜産物流通調査」

注1:価格は中央10市場における「極上・上」規格の加重平均値

注2:()内は対前年度騰落率

注3:価格安定制度は、CPTPP協定の発効に伴い、平成30年12月29日をもって終了

○飼養戸数及び頭数の推移

(各年2月1日現在)

区分／年	平成12	13	18	23	28	29	30	令和元	R3	4	5	6
飼養戸数(千戸) (対前年増減率)	11.70 (▲6.4)	10.80 (▲7.7)	7.80 (▲12.2)	6.01 (▲12.8)	4.83 (▲8.3)	4.67 (▲3.3)	4.47 (▲4.3)	4.32 (▲3.4)	3.85 (▲10.9)	3.59 (▲6.8)	3.37 (▲6.1)	3.13 (▲7.1)
うち肥育豚2千頭以上層 (戸数シェア)	-	0.8 (9.6)	0.9 (13.7)	1.0 (18.4)	1.0 (21.8)	1.0 (23.2)	1.0 (25.2)	1.0 (26.1)	1.0 (28.6)	1.0 (29.7)	1.0 (32.0)	0.9 (31.8)
飼養頭数(千頭) (対前年増減率)	9,806 (▲0.7)	9,788 (▲0.2)	9,620 (▲1.1)	9,768 (▲1.3)	9,313 (▲2.3)	9,346 (0.4)	9,189 (▲1.7)	9,156 (▲0.4)	9,290 (1.5)	8,949 (▲3.7)	8,956 (0.1)	8,798 (▲1.8)
うち子取り用めす豚 (対前年増減率)	929 (▲0.2)	922 (▲0.8)	907 (▲1.1)	902 (▲3.7)	845 (▲4.6)	839 (▲0.6)	824 (▲1.9)	853 (3.6)	823 (▲3.5)	789 (▲4.1)	792 (0.3)	758 (▲4.2)
うち肥育豚2千頭以上層 (頭数シェア)	-	4,690 (50.2)	5,512 (60.2)	6,492 (68.6)	6,309 (70.0)	6,479 (71.9)	6,606 (74.5)	6,664 (75.6)	6,880 (77.8)	6,692 (78.3)	6,753 (79.1)	6,634 (78.8)
一戸当たり 飼養頭数(頭)	838.1	906.3	1,233.3	1,625.3	1,928.2	2,001.3	2,055.7	2,119.4	2,413.0	2,492.8	2,657.6	2,810.9
一戸当たり 子取り用めす豚頭数(頭)	90.2	97.5	133.8	176.5	214.4	220.9	226.3	246.6	270.8	286.9	299.9	317.3

資料:農林水産省「畜産統計」

注1:肥育豚千頭以上層の戸数シェア及び頭数シェアは、学校、試験場等の非営利的な飼養者を除いた戸数(頭数)に対する割合である。

注2:平成17年、22年、27年、令和2年はセンサス年のため調査未実施。

また、平成18年、23年および28年の()内の数値は、それぞれ16年、21年、26年との比較である。

○ 鶏肉需給の推移

(骨付き肉ベース、単位:千トン、[トン]、(%)

年	平成27	28	29	30	令和元	2	3	4	5	6	7
消費量	2,298 (3.2)	2,369 (3.1)	2,448 (3.3)	2,511 (2.6)	2,537 (1.0)	2,513 (▲0.9)	2,601 (3.5)	2,616 (0.6)	2,600 (▲0.6)	2,677 (3.0)	2,701 (0.7)
生産量	1,518 (1.6)	1,545 (1.8)	1,575 (1.9)	1,599 (1.5)	1,632 (2.1)	1,653 (1.3)	1,678 (1.5)	1,681 (0.2)	1,690 (0.5)	1,711 (1.2)	1,732 (0.9)
輸入量	809 (6.6)	842 (4.1)	905 (7.5)	914 (1.0)	916 (0.2)	859 (▲6.2)	927 (7.9)	937 (1.1)	914 (▲2.5)	986 (7.9)	957 (▲3.0)
輸出量	[9,031] (▲16.6)	[9,053] (0.2)	[10,004] (10.5)	[9,657] (▲3.5)	[9,375] (▲2.9)	[9,882] (5.4)	[5,301] (▲46.4)	[3,318] (▲37.4)	[4,390] (32.3)	[4,621] (5.3)	[4,050] (▲12.4)
在庫増減	19	9	22	▲8	2	▲11	▲1	▲1	0	15	▲16

資料:農林水産省「食料需給表」、(独)農畜産業振興機構「需給表」、財務省「貿易統計」

注1:令和6、7年は推計値。

2:消費量は、「生産量+輸入量-輸出量-在庫の増加量」により推計。

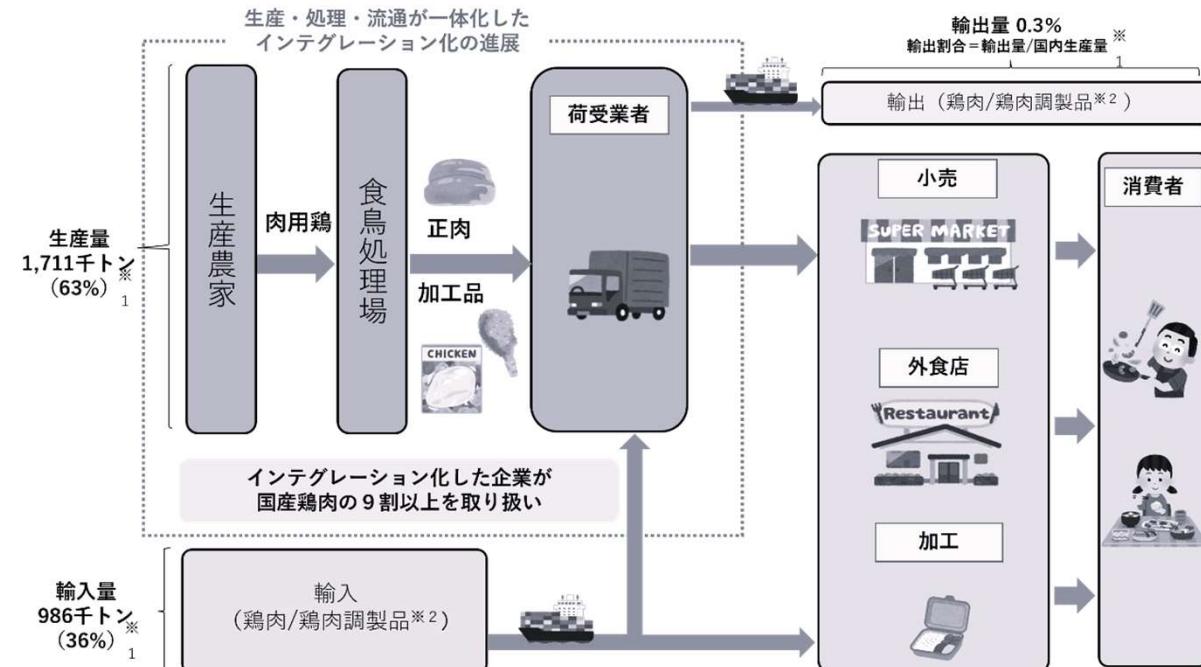
3:()内は前年比増減率。

4:輸入量は鶏肉調製品を含む。

5:輸出量の[]内は、トン表示。

6:輸出量の大半は手羽・もみじ(鶏足)。

○ 鶏肉の流通



(3) 輸入

① 鶏肉の輸入量は、国内の在庫水準によって多少の増減はあるものの、平成28年度以降、増加傾向で推移してきた。

令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響による外食需要の減退により輸入量が減少したが、令和3年度は需要の回復により、前年度を上回った。

令和4年度は、前年度にブラジルからの輸入が多かった反動や、米国での鳥インフルエンザの発生による輸入減の影響で、前年度比4.9%減となった。

令和5年度は、ブラジルでの鳥インフルエンザの発生による一時的な影響は見られたものの、タイからの代替輸入等により、前年度比7.7%増となった。

令和6年度は、牛肉や豚肉に比べ安価な鶏肉に需要が集まり、前年度比1.7%増となった。

令和7年度(4-12月)は、前年同期比5.7%減となった。

② 鶏肉調製品の輸入量は、タイ及び中国からの輸入でほぼ全量を占めており、国内の外食・中食向け需要の増加や消費者の簡便志向等を背景に増加傾向で推移している。

令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響により業務用需要が減少し、前年度を下回ったが、令和3、4年度は、需要が回復したことにより前年度を上回った。

令和5年度は、円安等の影響により前年度比4.7%減となった。

令和6年度は、鶏肉同様、牛肉や豚肉に比べ安価なことから、前年度比6.5%増となった。

令和7年度(4-12月)は、前年同期比4.8%増となった。

○ 食鳥肉輸入量の推移

(実量ベース、単位:千トン、%)

区分	①鶏肉輸入量合計					②その他家きん肉 輸入量	合計		
		ブラジル	タイ	米国	③=①+②				
年度	数量	対前年比	数量	数量	数量	対前年比	数量	対前年比	
28	526	95.4	389	114	20	6	93.2	532	95.6
29	593	112.8	434	133	21	7	100.4	600	112.6
30	545	91.9	395	131	17	8	116.7	553	92.2
令和元	572	105.0	424	128	16	8	108.4	580	105.0
2	553	96.6	405	133	12	7	88.7	560	96.5
3	594	107.5	440	135	16	7	99.2	601	107.4
4	565	95.1	412	140	11	7	92.0	572	95.1
5	609	107.7	423	173	12	8	126.3	617	107.9
6	619	101.7	429	180	9	7	77.6	625	101.3
7(4-12)	449	94.3	309	135	5	6	106.7	455	94.4

資料:財務省「日本貿易統計」

注:調製品は含まない。

○ 鶏肉調製品輸入量の推移

(実量ベース、単位:千トン、%)

区分	輸入量合計			
		タイ	中国	
年度	数量	対前年比	数量	数量
28	436	106.3	264	168
29	498	114.2	299	195
30	519	104.3	306	208
令和元	506	97.5	316	184
2	468	92.3	304	158
3	499	106.8	308	184
4	503	100.8	312	185
5	480	95.3	297	175
6	511	106.5	311	191
7(4-12)	414	104.8	244	161

資料:財務省「貿易統計」

(4) 卸売価格

① もも肉価格は、夏場の低需要期に向けて低下し、年末の需要期に向けて上昇する傾向がある。

近年の生産拡大等を背景に、平成29年度後半からは前年を下回って推移した。

令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響による「巣ごもり需要」の高まりから上昇し、令和3年度は「巣ごもり需要」に落ち着きがみられること等から価格が低下した。令和4、5年度は需要の安定的な推移等から価格は上昇した。

令和6年度は、需要は堅調であったものの、令和5年度が高値であったことから、同4.2%減少した。

令和7年度（4-1月）は、引き続き需要は堅調であることから、前年同期比18.5%上昇した。

② むね肉価格は、生産拡大等を背景に平成30年度以降は前年度を下回って推移していたが、令和2年度以降、堅調な需要により価格が上昇している。

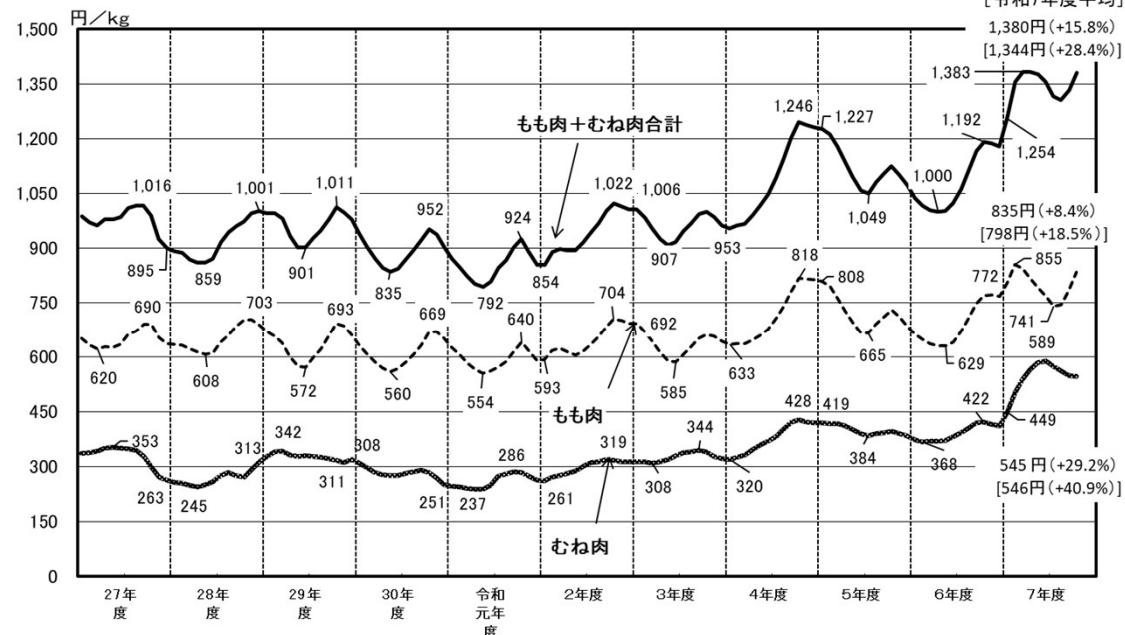
令和4年度は、価格が高水準となっている輸入鶏肉の代替需要の増加や、飼料価格の上昇により、前年度比15.9%上昇した。

令和5年度は、堅調な需要から引き続き高値で推移し、前年度比5.9%上昇した。

令和6年度は、例年よりは高値で推移したもの、前年度比2.0%とやや減少した。

令和7年度（4-1月）は、引き続き需要は堅調であることから、前年同期比40.9%上昇した。

○ブロイラー卸売価格の推移



資料：農林水産省「食鳥市況情報(東京)」

注1：もも肉+むね肉合計は、もも肉1kg卸売価格とむね肉1kg卸売価格の単純合計

注2：()内は、前年同月騰落率

(5) 飼養動向

生産から販売までを一貫して行う業態であるインテグレーション化が進んでいることから、一戸当たり飼養羽数及び出荷羽数は増加傾向で推移し、大規模層（年間出荷羽数50万羽以上）のシェアは拡大傾向で推移している。

○ 鶏（ブロイラー）の飼養羽数、飼養戸数の推移

区分／年	平成26	28	29	30	31	令和3	4	5	6
飼養戸数(戸) (対前年増減率)	2,380 (▲1.7)	2,360 (▲0.8)	2,310 (▲2.1)	2,260 (▲2.2)	2,250 (▲0.4)	2,160 (▲4.0)	2,100 (▲2.8)	2,100 (0.0)	2,050 (▲2.4)
飼養羽数(千羽) (対前年増減率)	135,747 (3.1)	134,395 (▲1.0)	134,923 (0.4)	138,776 (2.9)	138,228 (▲0.4)	139,658 (1.0)	139,230 (▲0.3)	141,463 (1.6)	144,859 (2.4)
出荷戸数(戸)	2,410	2,360	2,320	2,270	2,260	2,190	2,150	2,120	2,100
うち50万羽以上層 (戸数シェア)	230 (9.5)	266 (11.3)	268 (11.6)	272 (12.0)	282 (12.5)	298 (13.6)	313 (14.6)	277 (13.1)	312 (14.9)
出荷羽数(千羽) (対前年増減率)	652,441	667,438	677,713	689,280	695,335	713,834 (1.0)	719,186 (1.0)	720,878 (1.0)	731,847 (1.0)
うち50万羽以上層 (出荷羽数シェア)	270,971 (41.5)	294,138 (44.1)	296,577 (43.8)	312,229 (45.3)	321,553 (46.2)	343,025 (48.1)	355,116 (49.4)	350,874 (48.7)	387,847 (53.0)
1戸当たり平均 飼養羽数(千羽)	57.0	56.9	58.4	61.4	61.4	64.7	66.3	67.4	70.7
1戸当たり平均 出荷羽数(千羽)	270.7	282.8	292.1	303.6	307.7	326.0	334.5	340.0	348.5

資料：農林水産省「畜産物流通調査」、「畜産統計」(各年2月1日現在)

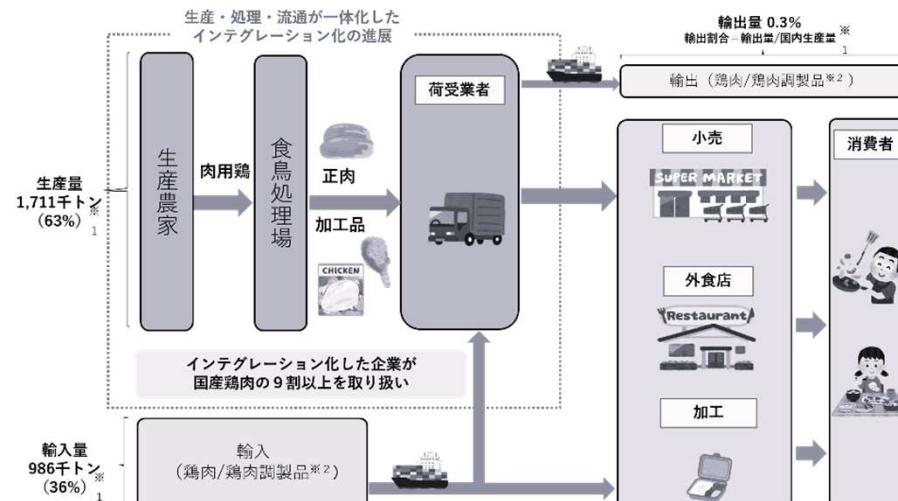
注1：平成21年までは畜産物流通統計、平成25年以降は畜産統計における調査となっており、平成21年以前の数値とは接続しない。

2:50万羽以上層戸数シェア及び羽数シェアは、学校、試験場等の非常勤的飼養者を除いた数値を用いて算出している。

3:平成25年の数値は、年間出荷羽数3,000羽未満の飼養者を除く数値である。

4:平成27年及び令和2年は世界農林業センサスの調査年であるため比較できるデータがない。
また、平成28年及び令和3年の()内の数値は、それぞれ平成26年及び平成31年の比較である。

○ インテグレーションについて



V 鶏卵

(1) 消 費

消費量は、平成27年度以降、令和元年度まで概ね安定的に増加傾向で推移した。令和2年度以降は、新型コロナウイルス感染症や高病原性鳥インフルエンザの記録的な発生の影響によりそれぞれ前年度を下回り、令和6年度は前年度比0.6%減となった。

(2) 生 産

生産量は、平成27年度以降、家庭用、業務・加工用とともに需要が旺盛であったこと等から、令和元年度まで前年度を上回って推移した。令和2年度以降は新型コロナウイルス感染症の影響により価格が低下したことや高病原性鳥インフルエンザの記録的な発生による影響により、令和5年度まで前年度を下回って推移した。令和6年度は前年度と同水準であった。

(3) 輸 入

輸入量は、国内消費量の4%程度で推移している。輸入量全体のうち約9割は加工原料用の粉卵が占めており、主に、オランダ、イタリア及び米国から輸入している。

令和6年度は、前半に国内の需給が緩和したこと等を背景として、殻付き卵や液卵等の輸入が減少したことにより、前年度比11.7%減となったが、令和7年度（4～12月）は、前年度同期比14.3%増と増加傾向で推移している。

○ 鶏卵需給の推移

（単位：千トン、[トン]、（%））

年度	平成28	29	30	令和元 年	2	3	4	5	6	7 (4-12)
消費量	2,649 (▲0.2)	2,710 (2.3)	2,737 (1.0)	2,753 (0.6)	2,684 (▲2.5)	2,678 (▲0.2)	2,648 (▲1.1)	2,534 (▲4.3)	2,520 (▲0.6)	
生産量	2,558 (0.6)	2,614 (2.2)	2,630 (0.6)	2,650 (0.8)	2,602 (▲1.8)	2,587 (▲0.6)	2,558 (▲1.1)	2,443 (▲4.5)	2,444 (0.0)	
輸入量	95 (▲16.7)	114 (20.0)	114 (0.0)	113 (▲0.9)	102 (▲9.7)	115 (12.7)	117 (1.7)	111 (▲5.1)	98 (▲11.7)	87 (14.3)
輸出量	[3,521] (14.7)	[4,635] (31.6)	[6,881] (48.5)	[10,271] (49.3)	[19,895] (93.7)	[24,353] (22.4)	[27,400] (12.5)	[20,402] (▲25.5)	[22,180] (8.7)	[16,523] (▲4.3)

資料：農林水産省「食料需給表」、財務省「貿易統計」

注1：()内は対前年度増減率。ただし令和7年度は対前年同期増減率。

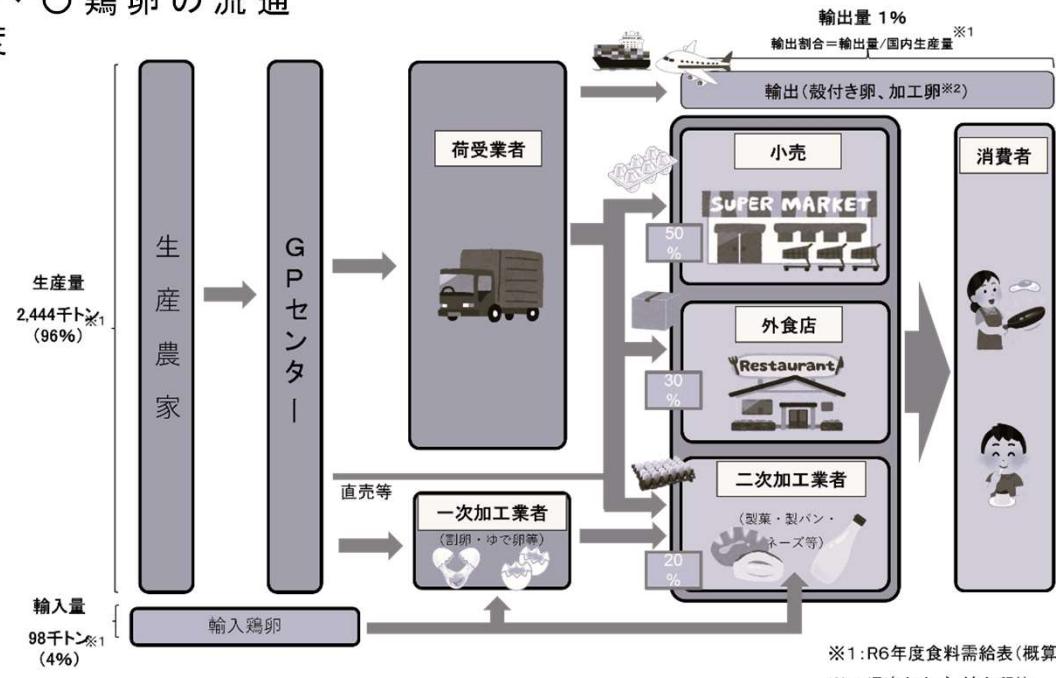
2:輸入量及び輸出量は殻付き換算。

3:輸出量の[]内は、トン表示。

4:令和6年度及び令和7年度は概算値。

5:消費量は、「生産量+輸入量-輸出量」により推計。

○ 鶏卵の流通



(4) 卸売価格

卸売価格は、夏場の低需要期に向けて低下し、年末の需要期に向けて上昇する傾向がある。

令和3年度は、令和2年度シーズンの鳥インフルエンザの発生による殺処分羽数が多くなったことで価格は例年を上回って推移したが、その後は生産回復に伴い前年並みの水準で推移した。

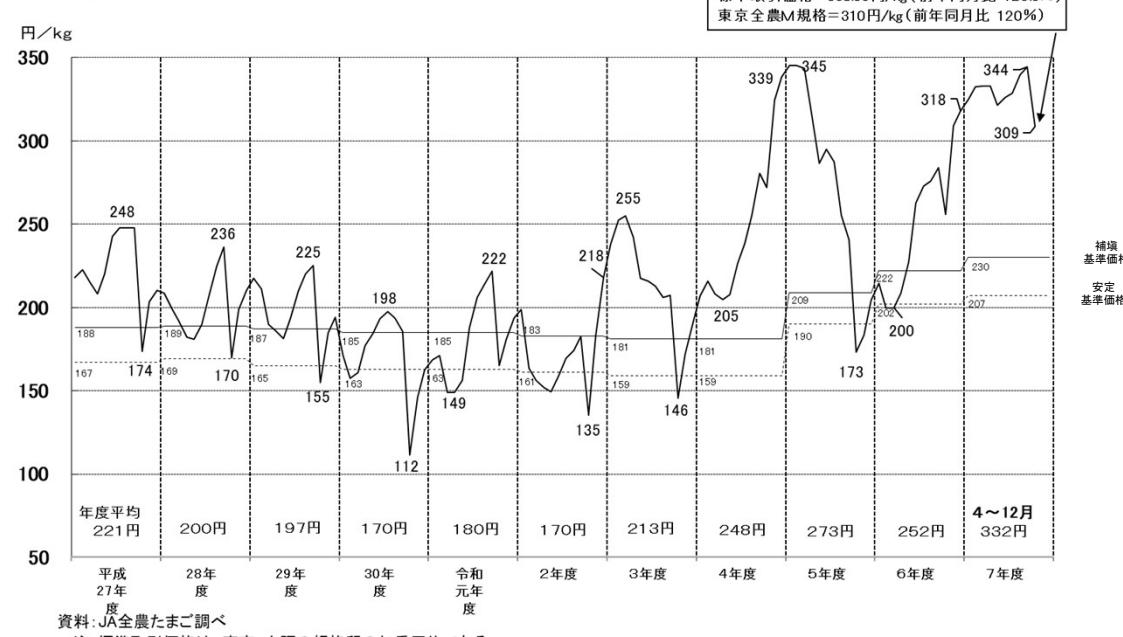
令和4年度は、業務用需要が回復傾向にあることや生産コストの上昇等から、価格は例年を上回る水準で推移。その後、10月以降に発生した鳥インフルエンザにより、採卵鶏の殺処分が飼養羽数の1割強にのぼったことから、価格は大幅な高値で推移した。

令和5年度は、鳥インフルエンザの発生農場において再導入が進んでいることや鳥インフルエンザの影響により減少した加工用の需要が回復していないこと等から、6月以降価格は下落傾向で推移し、1月以降は鶏卵生産者経営安定対策事業が発動したことにより例年並みの水準で推移した。

令和6年度は、引き続き加工用の需要が減少したことにより、夏までは価格が低迷し、鶏卵生産者経営安定対策事業の発動が続いたが、夏以降は猛暑の影響により供給量が一時的に減少したことや、1月に鳥インフルエンザの発生が頻発したこと等により、例年よりも高い水準で推移した。

令和7年度は、鳥インフルエンザの発生農場における再導入が徐々に進んでいるものの、9月以降は、外食での月見需要や年末需要等により上昇。年始には下落したものの、引き続き例年よりも高い水準となっている。

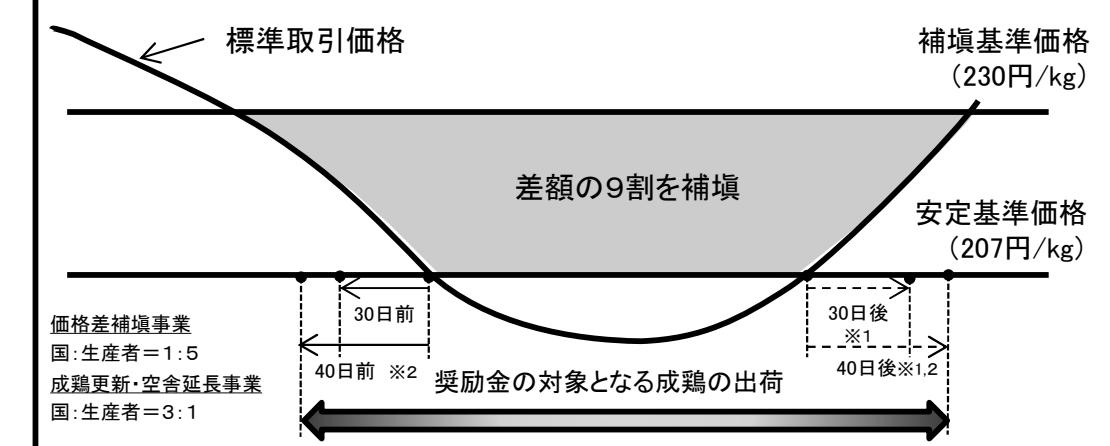
○ 鶏卵卸売価格(標準取引価格)の推移



○ 鶏卵生産者経営安定対策事業の概要(令和7年度)

(鶏卵価格差補填事業及び成鶏更新・空舎延長事業)

[価格]



※1 安定基準価格を上回る日の前日までに、食鳥処理場に予約されている場合。

※2 10万羽未満飼養生産者に限る。

成鶏更新・空舎延長事業:

毎日の標準取引価格が安定基準価格を下回った場合、成鶏を出荷後、60日以上鶏舎を空ける取組を支援する事業。

(5) 飼養動向

- ① 飼養戸数は、小規模層を中心に減少傾向で推移しており、令和6年は鳥インフルエンザの影響等もあり、1,640戸（前年比▲3.0%減）となった。
- ② 一方、成鶏めす飼養羽数は、26年以降は鶏卵価格が堅調なこともあり増羽していたが、新型コロナウイルス感染症や鳥インフルエンザ等の影響により令和3年以降は減少傾向が続いている。令和6年は約1億3千万羽（前年比0.9%増）となった。
- ③ 成鶏めす飼養羽数10万羽以上層は、飼養戸数の割合で全体の約20%であるが、成鶏めす羽数の割合で全体の80%以上を占める構造となっており、経営の大規模化が進んでいる。平均飼養羽数は、令和6年は79.1千羽/戸（前年比3.9%増）となった。

○採卵鶏飼養戸数及び羽数の推移

(各年2月1日現在)

区分／年	平成26	28	29	30	令和元	3	4	5	6
飼養戸数(戸) (対前年増減率)	2,560 (▲3.4)	2,440 (▲4.7)	2,350 (▲3.7)	2,200 (▲6.4)	2,120 (▲3.6)	1,880 (▲11.3)	1,810 (▲3.7)	1,690 (▲6.6)	1,640 (▲3.0)
うち成鶏めす10万羽以上層(戸) シェア(%)	324 (14.0)	347 (15.7)	340 (16.1)	332 (16.7)	329 (17.1)	334 (19.6)	334 (20.5)	306 (20.1)	313 (21.3)
うち10万羽以上～50万羽未満層(戸) シェア(%)	— —	— —	— —	— —	— —	— —	279 (17.1)	260 (17.1)	264 (18.0)
うち成鶏めす50万羽以上層(戸) シェア(%)	— —	— —	— —	— —	— —	— —	55 (3.4)	46 (3.0)	49 (3.3)
成鶏めす羽数(千羽) (対前年増減率)	133,506 (0.3)	134,569 (0.8)	136,101 (1.1)	139,036 (2.2)	141,792 (2.0)	140,697 (▲0.8)	137,291 (▲2.4)	128,579 (▲6.3)	129,729 (0.9)
うち10万羽以上層(千羽) シェア(%)	93,476 (70.0)	99,395 (73.9)	101,048 (74.3)	104,515 (75.2)	107,734 (76.0)	112,535 (80.0)	109,002 (79.4)	102,908 (80.1)	105,162 (81.1)
うち10万羽以上～50万羽未満層(戸) シェア(%)	— —	— —	— —	— —	— —	— —	60,160 (43.8)	60,362 (47.0)	61,662 (47.5)
うち成鶏めす50万羽以上層(戸) シェア(%)	— —	— —	— —	— —	— —	— —	48,842 (35.6)	42,546 (33.1)	43,500 (33.5)
1戸当たり平均 飼養羽数(千羽)	52.2	55.2	57.9	63.2	66.9	74.8	75.9	76.1	79.1

資料:農林水産省「畜産統計」(各年2月1日現在)

注 1:種鶏のみの飼養者を除く。

2:10万羽以上層戸数シェア及び羽数シェアは、学校、試験場等の非営利的な飼養者を除いた数値を用いて算出している。

3:数値は成鶏めす羽数1,000羽未満の飼養者を除く数値。

4:平成27年及び令和2年は世界農林業センサスの調査年であるため比較できるデータがない。

また、平成28年及び令和3年の()内の数値は、平成26年及び平成31年との比較である。

5:50万羽以上層については、令和3年以前はデータがない。

VI 輸出

(1) 牛肉

令和12(2030)年輸出目標 1,132億円

令和6年は、特に米国向けは新規商流開拓、台湾向けは外食需要の増加により輸出が増加し、輸出額は648億円(前年比12%増)となった。

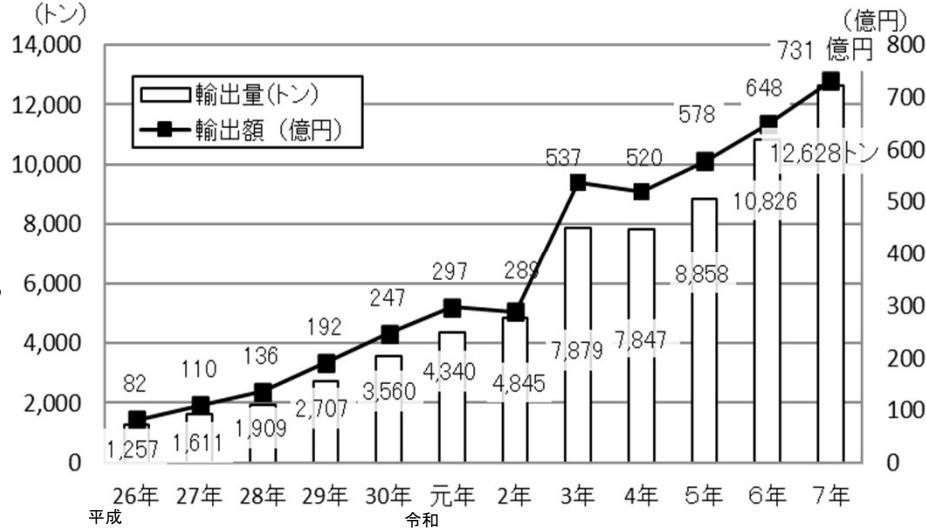
令和7年は、特に米国向けは既存商流の拡大に加えて中西部地域や小売り等への新規商流の開拓により輸出が増加した。また、台湾・香港向けも新規商流開拓や既存商流の拡大により輸出が増加し、輸出額が731億円(前年比13%増)となった。

○ 牛肉の輸出実績

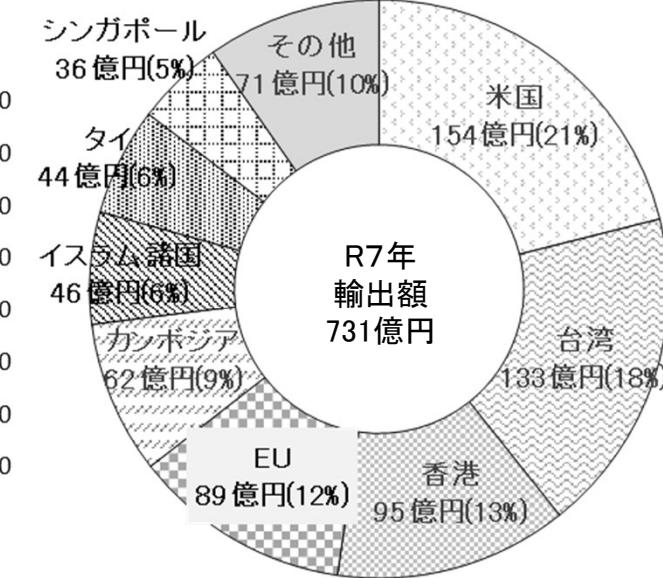
※ 正肉、牛くず肉の合計。

ただし、令和4年以降は加工品も含む。

前年比
6年
金額:112%
数量:122%
前年同期比
7年
金額:113%
数量:117%



○ 牛肉の輸出実績(国・地域別)



(2) 豚肉

令和12(2030)年輸出目標 52億円

令和6年は、令和5年8月に発生した豚熱の影響により、輸出額は23.8億円(前年比11%減)となった。

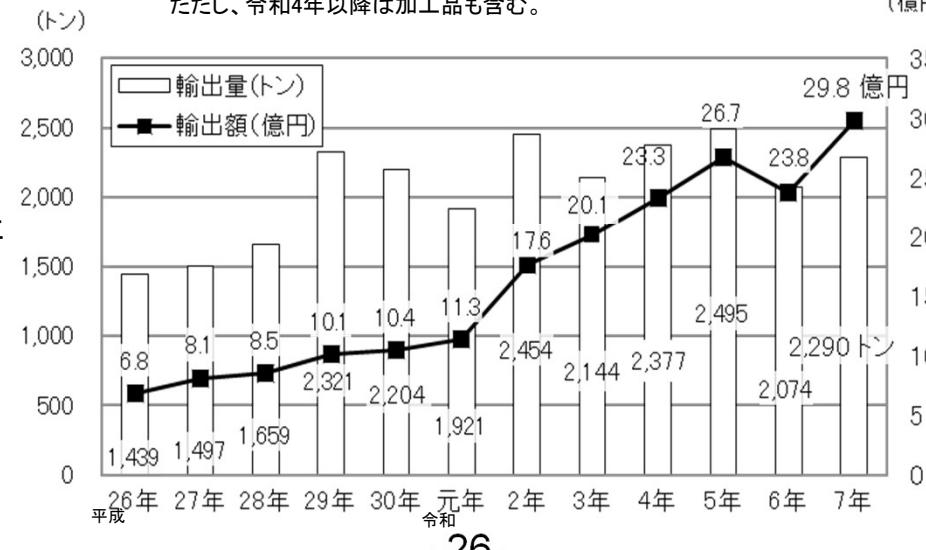
令和7年は、既存商流の拡大等により輸出額が増加し、輸出額が29.8億円(前年比25%増)となった。

○ 豚肉の輸出実績

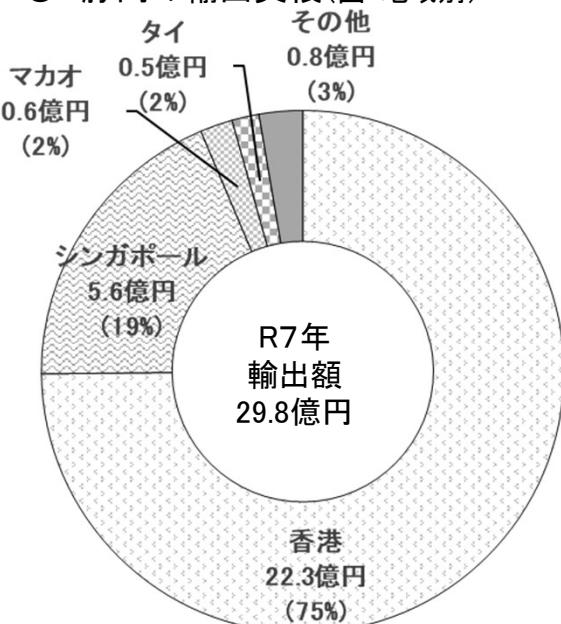
※ 正肉、豚くず肉の合計。

ただし、令和4年以降は加工品も含む。

前年比
6年
金額:89%
数量:83%
前年同期比
7年
金額:125%
数量:110%



○ 豚肉の輸出実績(国・地域別)



(四捨五入で合計値が一致しない場合がある。)

資料:財務省「貿易統計」

(3) 鶏 肉

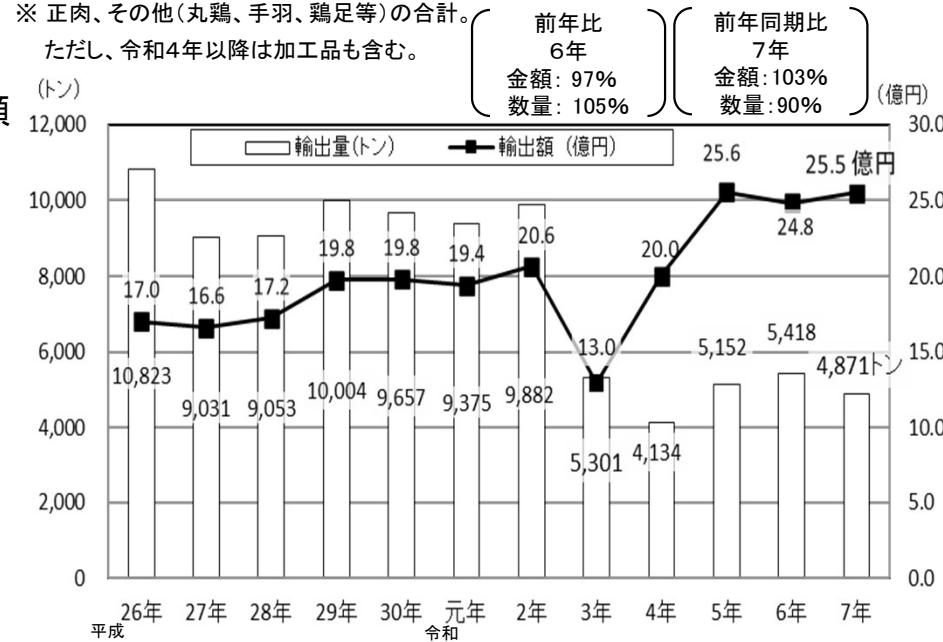
令和12(2030)年輸出目標 44億円

令和6年は、ベトナム向けの比較的安価な鶏肉の輸出量が増加したことから、輸出額は24.8億円(前年比3%減)となった。

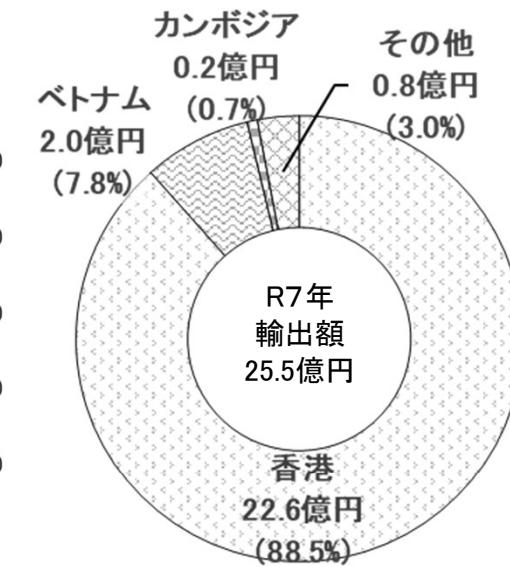
令和7年は、国内相場の上昇等により、輸出額は25.5億円(前年比3%増)となった。

○ 鶏肉(正肉・加工品・その他)の輸出実績

※ 正肉、その他(丸鶏、手羽、鶏足等)の合計。
ただし、令和4年以降は加工品も含む。



○ 鶏肉の輸出実績(国・地域別)



(4) 鶏 卵

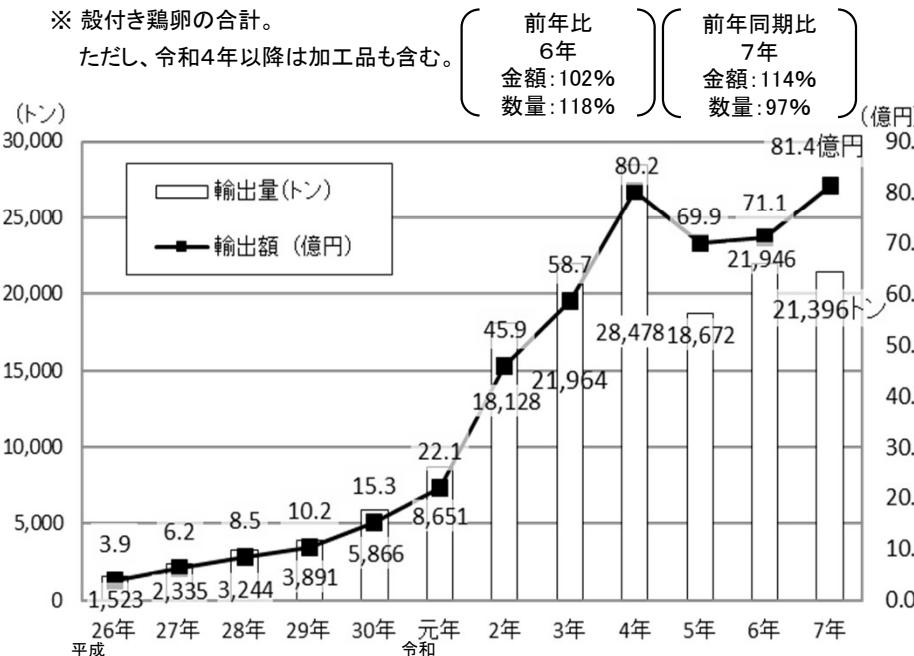
令和12(2030)年輸出目標 109億円

令和6年は、香港及びシンガポールにおける堅調な需要を背景に、輸出額は71.1億円(前年比2%増)となった。

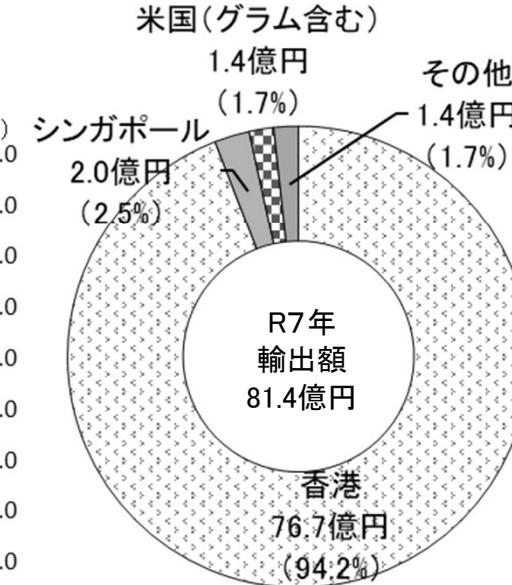
令和7年は、国内相場の上昇等により、輸出額は81.4億円(前年比14%増)となった。

○ 鶏卵(殻付き鶏卵・加工品)の輸出実績

※ 殻付き鶏卵の合計。
ただし、令和4年以降は加工品も含む。



○ 鶏卵の輸出実績(国・地域別)



※(四捨五入で合計値が一致しない場合がある。)

※米国はグアムを含む。

資料:財務省「貿易統計」

CPTPPにおける牛肉輸出に係る関税率

牛肉輸出先国	品目	HSコード	関税率															
			発効前	～2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032
カナダ	冷蔵・冷凍牛肉	0201.10.20 0201.20.20 0201.30.20 0202.10.20 0202.20.20 0202.30.20	26.5%	22.0%	17.6%	13.2%	8.8%	4.4%	無税	無税	無税							
	冷蔵牛くず肉	0206.10.00	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	冷凍牛くず肉 (舌、肝臓を除く)	0206.29.00	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
メキシコ	冷蔵牛肉	0201.10.01 0201.20.99 0201.30.01	20.0%	18.0%	16.0%	14.0%	12.0%	10.0%	8.0%	6.0%	4.0%	2.0%	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	冷凍牛肉	0202.10.01 0202.20.99 0202.30.01	25.0%	22.5%	20.0%	17.5%	15.0%	12.5%	10.0%	7.5%	5.0%	2.5%	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	冷蔵牛くず肉	0206.10.00	20.0%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	冷凍牛inside skirt, outside skirt (舌、肝臓を除く)	0206.29.99A	20.0%	18.6%	17.3%	16.0%	14.6%	13.3%	12.0%	10.6%	9.3%	8.0%	6.6%	5.3%	4.0%	2.6%	1.3%	無税
	その他の 冷凍牛くず肉 (舌、肝臓を除く)	0206.29.99B	20.0%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
シンガポール	冷蔵・冷凍 牛肉、牛くず肉	0201.10.10- 0202.30.00 0206.10.00- 0206.29.00	無税 無税 無税	無税 無税 無税	無税 無税 無税	無税 無税 無税	無税 無税 無税	無税 無税 無税	無税 無税 無税	無税 無税 無税	無税 無税 無税	無税 無税 無税	無税 無税 無税	無税 無税 無税	無税 無税 無税	無税 無税 無税		
ニュージーランド																		
オーストラリア																		
ベトナム ※2019年1月14日 発効	冷蔵牛肉 枝肉・半丸	0201.10.00	31.0%	20.6%	10.3%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	冷蔵牛肉 骨付き	0201.20.00	20.0%	13.3%	6.6%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	冷蔵牛肉 骨なし	0201.30.00	15.0%	10.0%	5.0%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	冷凍牛肉 枝肉・半丸	0202.10.00	20.0%	13.30%	6.6%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	冷凍牛肉 骨付き	0202.20.00	20.0%	13.30%	6.6%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	冷凍牛肉 骨なし	0202.30.00	15.0%	10.0%	5.0%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	冷蔵・冷凍 牛くず肉 (舌、肝臓を除く)	0206.10.00 0206.29.00	10.0%	8.0%	6.0%	4.0%	2.0%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	冷蔵・冷凍牛肉	0201-0202	6.3%	6.3% (18.4-19.3)	5.0% (19.4-20.3)	3.8% (20.4-21.3)	2.5% (21.4-22.3)	1.3% (22.4-23.3)	無税	無税	無税							
ベトナム (EPA)	冷蔵・冷凍牛肉																	

牛肉輸出先国	品目	HSコード	関税率															
			現行	～1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	10年目	11年目	12年目	13年目	14年目	15年目
マレーシア	冷蔵・冷凍 牛肉、牛くず肉	0201.10.10- 0202.30.00 0206.10.00- 0206.29.00	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税

EU・EPAにおける牛肉輸出に係る関税率

牛肉輸出先国	品目	HSコード	関税率														
			発効前		発効後(2019.2～)												
EU	冷蔵・冷凍 牛肉、牛くず肉	0201.10.00- 0202.30.90 0206.10.00- 0206.29.99	12.8%+141.4～304.1ユ一口 /100kg														

出典: 内閣官房 TPP等政府対策本部

※実際に適用される税率については、輸出先国の税関等に御確認ください。

※ヘルー、ブルネイ、チリについては、衛生条件が整っていないため輸出できません。

米国向け牛肉輸出に係る関税率

牛肉輸出先国	品目	HSコード	関税率														
			発効前		発効後(2020.1～)												
米国	冷蔵・冷凍 牛肉	0201.10.10 0201.20.10- 0201.20.50 0201.30.10- 0201.30.50 0202.10.10 0202.20.10- 0202.20.50 0202.30.10- 0202.30.50	・低関税枠(200トン)内税率: 4.4セント/kg ・枠外税率: 26.4%														